

# 本巢市地域福祉計画

ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち  
もとす



本巢市の木・花・魚・鳥  
(富有柿・淡墨桜・鮎・うぐいす)

平成20年3月  
本 巢 市

# 本巢市地域福祉計画

ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち  
もどす

平成20年 3月

本 巢 市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	<u>地域福祉とは</u>	3
2	<u>計画の性格</u>	4
3	<u>地域福祉計画の内容</u>	5
4	<u>計画の策定方法</u>	6

## 第2章 重点課題

1	<u>地域の担い手の不足、家族・地域のつながりの希薄化</u>	8
2	<u>地域活動やボランティア活動のきっかけ</u>	8
3	<u>情報提供・相談体制の充実</u>	8
4	<u>地域福祉の拠点</u>	9
5	<u>地域の見守り</u>	9
6	<u>プライバシーの保護と地域活動</u>	9

## 第3章 基本的な考え方

1	<u>めざすべき地域福祉像</u>	13
2	<u>基本目標</u>	14
3	<u>計画の体系</u>	15

## 第4章 基本計画

1	<u>地域を担う人づくり</u>	16
2	<u>地域を支える連携のしくみづくり</u>	27
3	<u>地域を見守る支え合いのしくみづくり</u>	34
4	<u>地域で安心して暮らすための環境づくり</u>	40
5	<u>誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり</u>	46
6	<u>地域福祉の拠点づくり</u>	56

## 第5章 計画の推進

1	<u>計画の推進体制</u>	64
2	<u>計画の進行管理</u>	66
3	<u>広報・啓発の推進</u>	66
4	<u>重点施策（第1次）</u>	67

資料1 本巢市の現状

1	<u>人口構造</u>	68
2	<u>世帯状況</u>	72
3	<u>就業者等の状況</u>	73
4	<u>障がいのある人の状況</u>	75
5	<u>要支援・要介護認定者の状況</u>	75
6	<u>子育て世帯の状況</u>	76

資料2 計画の策定経緯

1	<u>計画の策定経過</u>	77
2	<u>本巢市地域福祉計画策定委員会等</u>	80



# 第1章 計画の概要

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、住民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう支援をしていくことです。

地域には、介護を要する高齢者、障がいのある人、子育て中の親、生徒・児童、ひとり暮らしの人など、何らかの支援を必要としている人たちがいます。



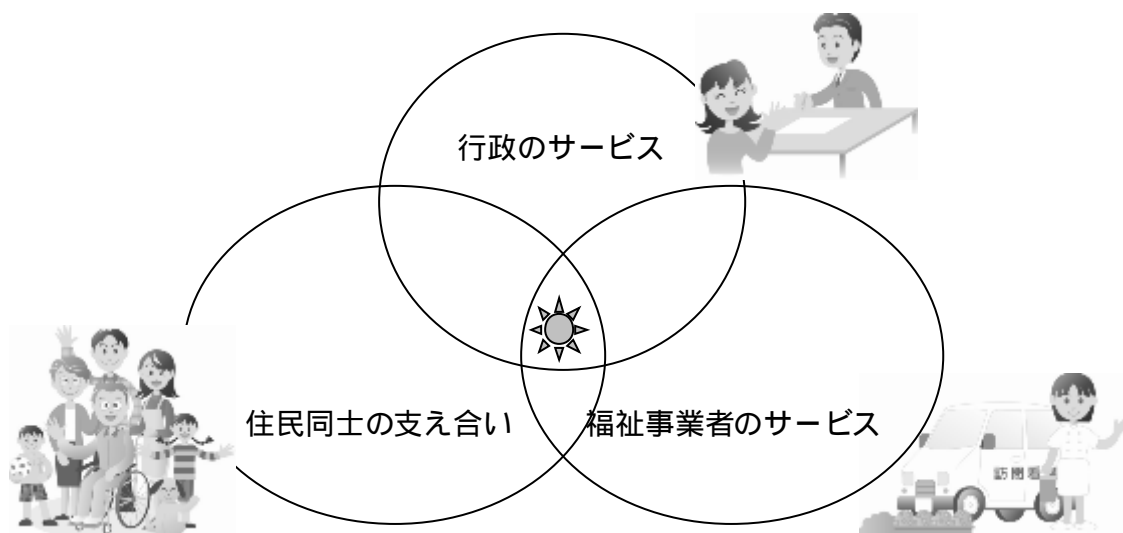
住民の生活課題に対しては、これまでは行政が中心となって福祉サービスなどで対応してきましたが、必要とされる支援の内容が多様化してきているなど、公的なサービスだけでは対応できなくなっています。



そこで必要となるのが、地域で生活する住民同士の支え合いです。身近な地域住民同士が見守り支え合う暮らしは、誰もが安心して生活できる環境となります。



住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が力を合わせることで、住民一人ひとりが、その人らしく安心して生活が送れるよう支援をしていく体制をつくるのが地域福祉の目標であり、その指針となるのが地域福祉計画です。



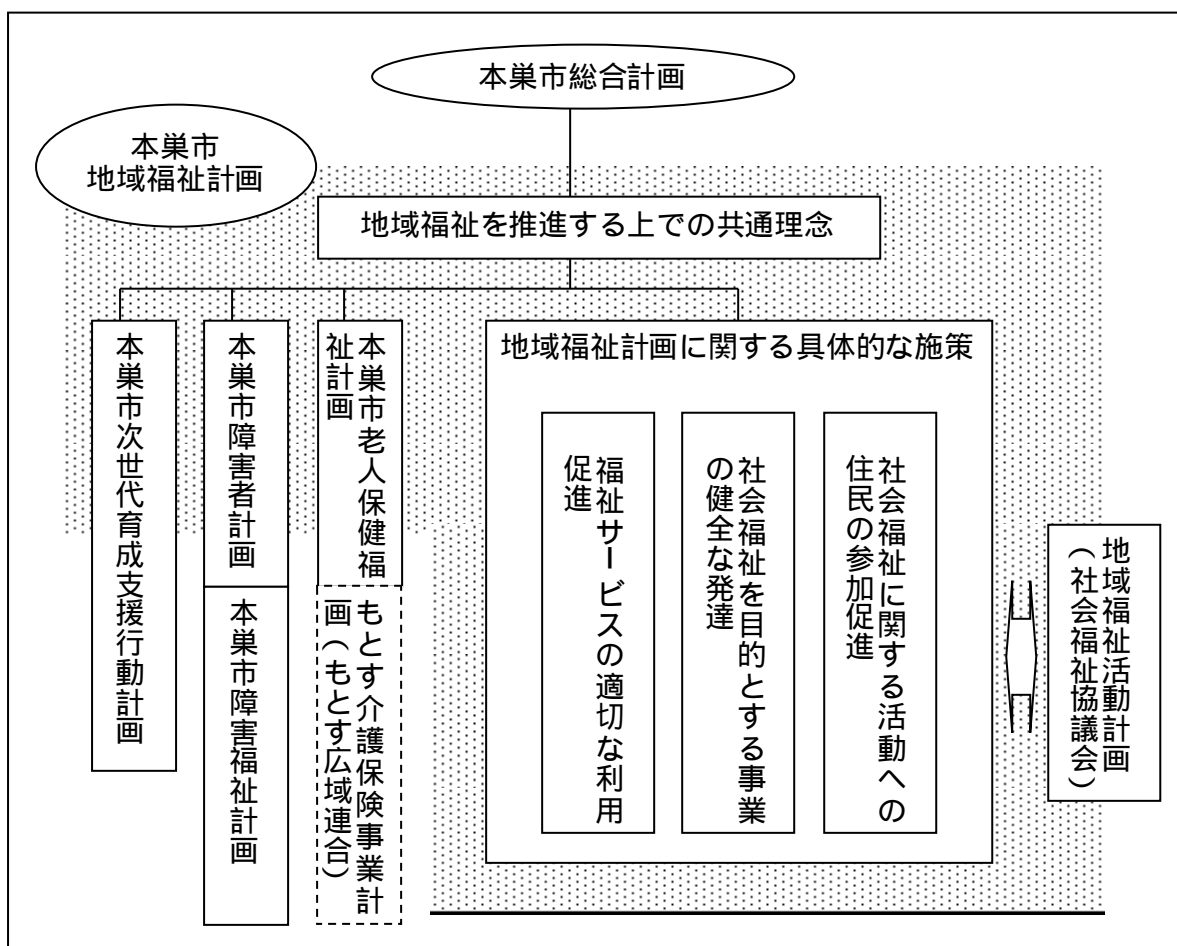
## 2 計画の性格

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、本巢市総合計画に即し、本市における地域福祉の推進に関する基本的な方針を定める計画です。

現在、市には老人保健福祉計画をはじめとする福祉・保健分野の各計画があります。地域福祉計画はそれらの分野別計画と調整しながら策定しました。高齢、障がい、児童といった各分野に特化したサービスの整備目標などは各分野別計画で示されますが、各分野に共通した地域福祉を推進する事項を範囲としたのが本計画です。また、地域福祉計画は総合計画と各分野別計画をつなぐことも重要な役割になります。

地域福祉計画の位置づけ



### (2) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度の5年間とします。

### 3 地域福祉計画の内容

地域福祉計画は、社会福祉法で定められた行政計画であり、次の3つの内容を含んでいなければなりません。言い換えれば、この内容を含んでいればどんな計画であってもいいと言えます。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること

(福祉サービスをより多く、上手に利用するために)

たとえば・・・

- ・課題を抱える人の発見と把握
- ・福祉サービスを必要とする人に対する相談支援体制の整備
- ・地域での福祉サービスに関する情報提供・共有のしくみづくり
- ・サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること

(いろいろなサービスを興し、参入を促し、つなげるために)

たとえば・・・

- ・地域にある社会資源の掘り起こし
- ・NPO・ボランティアのサービスを公的サービスとつなげるしくみづくり
- ・福祉と保健・医療等の生活関連分野の連携
- ・福祉事業者の地域に密着した事業展開(施設の開放、情報提供...)

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

(地域福祉活動により多くの住民が参加するために)

たとえば・・・

- ・ボランティア等福祉に携わる人材の育成
- ・NPO法人等の社会福祉活動の支援等
- ・福祉意識の醸成、交流の機会づくり

## 4 計画の策定方法

地域福祉計画は行政計画ですが、公民協働の計画策定が求められ、その策定手法・経過が重要なポイントとなります。したがって、次の策定体制のもと、地域の課題やニーズを明らかにしながら計画づくりを進めました。

### (1) 計画の策定体制

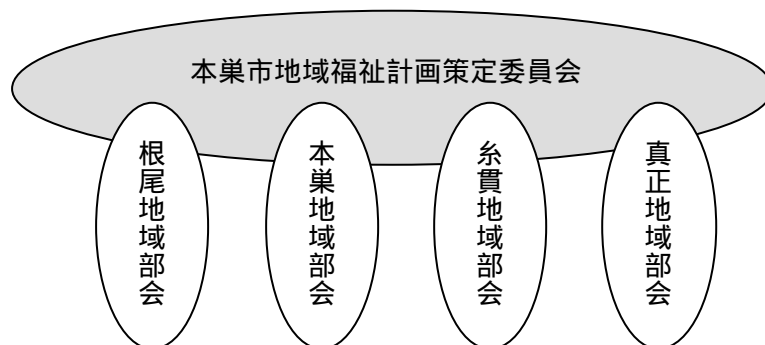
#### 策定委員会

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、議会議員、福祉・介護関係者、民生委員児童委員、自治会等団体関係者、学校教育関係者等による地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

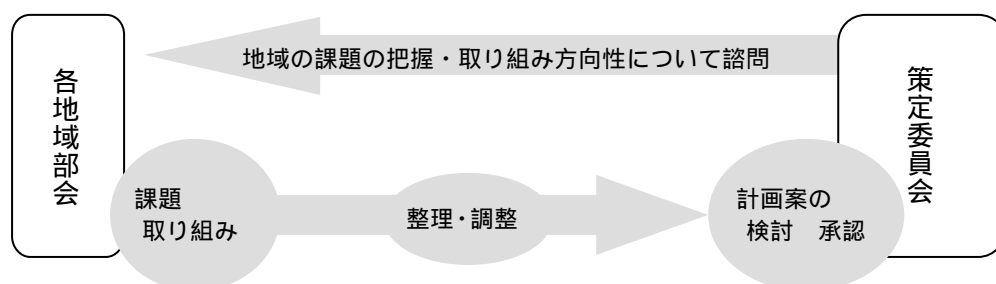
#### 地域部会

地域住民が自ら考え、さまざまな意見をまとめ、地域の課題や特性を明確にしておくために、地域部会を開催しました。根尾、本巣、糸貫、真正の各地域で開催し、地域の課題の把握 課題解決に向けた取り組みの方向性 取り組みの具体策について検討しました。

〔策定体制〕



〔計画策定の流れ〕



## (2) 地域の課題やニーズの把握

### 住民意識調査の実施

市民のみなさんに、福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、郷土に対する思い等をお聞きして、地域についての多様な考え方、ニーズ等を把握しました。

本市にお住まいの満20歳以上の方から無作為に抽出した2,000人と市内中学校に通う2年生全員にアンケート調査を行いました。

### 住民一般調査

調査対象者：平成18年8月1日現在、20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出(ただし、調査対象者の居住地域にあつては、根尾地域300人、本巣地域500人、糸貫地域600人、真正地域600人としました。)

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成18年8月22日～9月5日

### 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	890	44.5%	889	44.5%

### 中学生調査

調査対象者：平成18年9月1日現在、市内中学校に通う2年生全員

調査方法：各学校を通じて配布・回収

調査期間：平成18年9月1日～9月15日

### 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
325	325	100.0%	325	100.0%

### 福祉関係者アンケート調査の実施

福祉関係の仕事や地域の福祉活動に携わっている人に、日頃の業務等を通じて感じていることや今後の福祉のあり方などについてお聞きしました。対象は、民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、福祉施設職員、市職員等で、225人の回答を得ました。



## 第2章 重点課題

地域福祉に関する課題については、「地域福祉に関する市民アンケート調査」の結果、4地域における地域部会での討議などから、地域によってさまざまな課題があることがわかってきました。こうした課題をまとめ、整理することにより、本巢市全体に共通する次の重点課題が浮かび上がってきました。

### 1 地域の担い手の不足、家族・地域のつながりの希薄化

アンケート結果によると、本市における2大課題は北部地域の「地域の担い手・後継者の不足」と南部地域の「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」といえます(図表 - 1 参照)。これらが地域に及ぼす影響は、地域社会が本来持っていた力(=機能)を弱めることに他なりません。こうした根本的な課題の解決が、本計画の最終目標となります。

また、地域部会の討議の中で、家族のあり方を見直すところからはじめて、自助(自分・家族) 共助(地域) 公助(行政などの支援)の意識を住民一人ひとりが持つことが重要であるという指摘もありました。本巢市における地域福祉のめざすべき姿を住民が共通認識する必要があります。

### 2 地域活動やボランティア活動のきっかけ

さまざまな地域の課題を解決するには、住民が主体的に行うボランティア活動が有効であることは言うまでもありません。しかし、地域活動やボランティア活動について多くの人が興味や関心を抱いているにも関わらず、実際の行動に結びついていないのが現実です(図表 - 2 参照)。そこで、重要なのが“きっかけ”です。ボランティアをすることに對する気恥ずかしさを取り除くとともに、社会に貢献する喜びを感じてもらえるよう、多くの人が気軽に活動へ参加するためのしくみをつくりだす必要があります。

### 3 情報提供・相談体制の充実

アンケート結果によると、福祉サービスの課題として「わかりやすい情報提供」や「相談や苦情にいつでも対応できる相談窓口の整備」を多くの人があげています(図表 - 3 参照)。また、合併後の福祉サービスについても、約30%の人が「中心的な役所が遠くな

り不便になった」と回答しています（図表 - 4 参照）。地域部会の中でも、住民に行政の情報が届きにくい状況や相談体制の不備なども指摘されました。地域において福祉サービスが適切に利用されるよう情報提供と相談支援体制の確立が必要不可欠と考えます。

## 4 地域福祉の拠点

アンケート結果によると、これからの福祉において重点にすべきとされるのが、「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」でした（図表 - 5 参照）。拠点の具体的な内容は幅広くいろいろなものが想定されますが、求められているのは、情報提供や相談の窓口、誰もが気軽に利用できる交流の場、ボランティアの活動場所、ボランティア活動をしたい人と受け入れたい人とを結びつける場などです。地域を支える「人づくり」としくみづくりに加えて「場づくり」が重要となります。

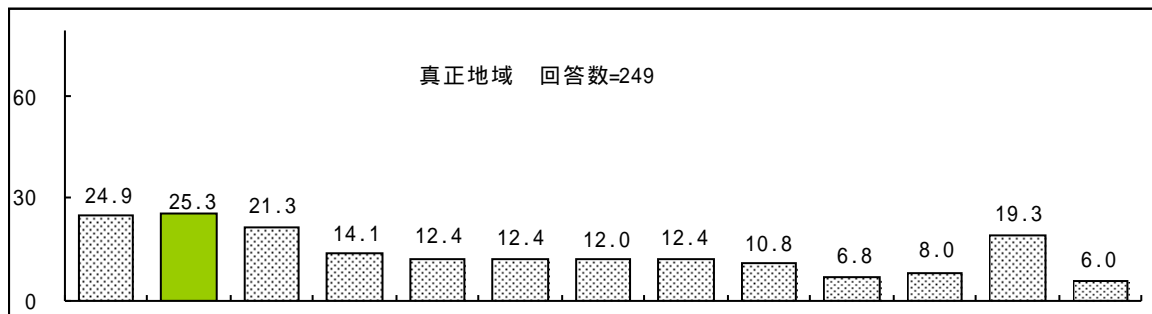
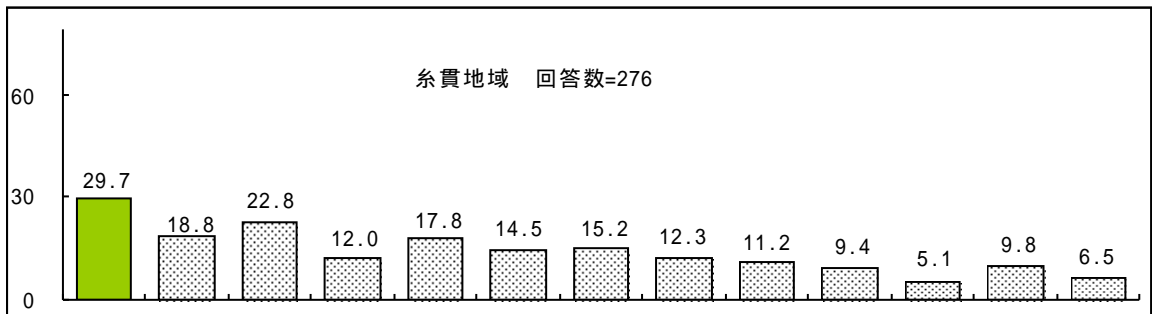
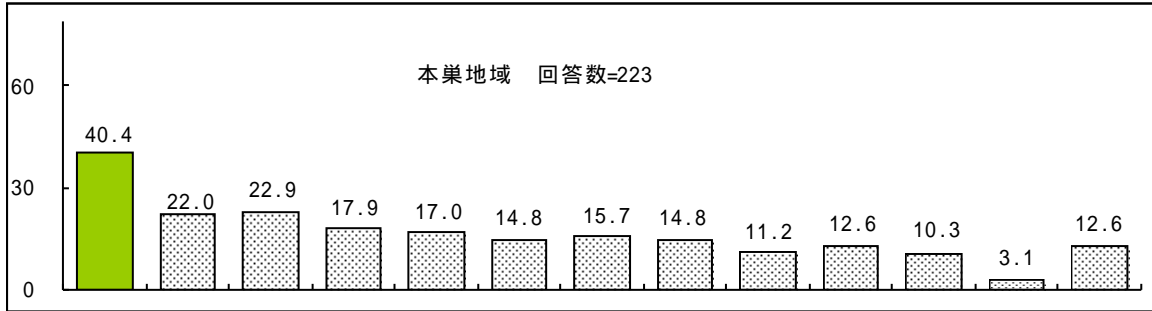
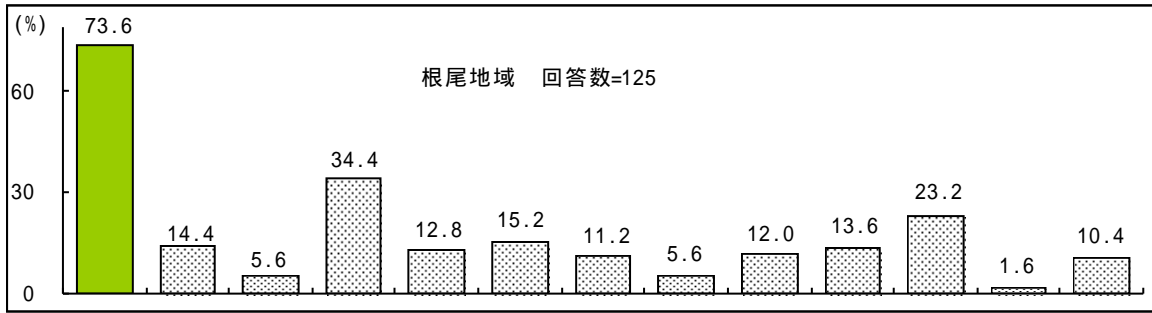
## 5 地域の見守り

子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪のニュースが後を絶ちません。また、地震など大規模な自然災害が発生したとき真っ先に犠牲になるのはやはり障がいのある人、高齢者、子どもなど弱い立場にある人です。アンケート結果によると、生活上の悩みや不安として20%以上の方が「地震や災害などの緊急時の対応」をあげています（図表 - 6）。犯罪や災害による被害を地域の力で防ぎ、安全で安心して暮らせるまちをつくるために、地域の住民やさまざまな団体が連携して重層的に見守るしくみを考えていかなければなりません。

## 6 プライバシーの保護と地域活動

個人情報保護法の施行などにより、プライバシーの保護に関する考え方が変わってきています。こうした中、何らかの支援を必要としている障がいのある人や高齢者を、地域で見守っていく上で、どのように必要な情報を入手するかが問題となってきます。アンケート結果によると、プライバシーの取り扱いについて40%以上の方が「福祉の支援や災害への対処に必要な情報は共有すべきである」と回答しており（図表 - 7 参照）、住民同士の支え合い活動を前提に、プライバシーと地域活動のあり方を議論していく必要があります。

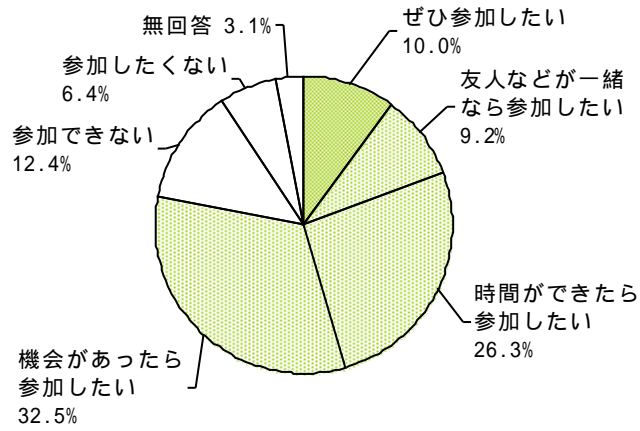
図表 - 1 地域の課題（複数回答・地域別）



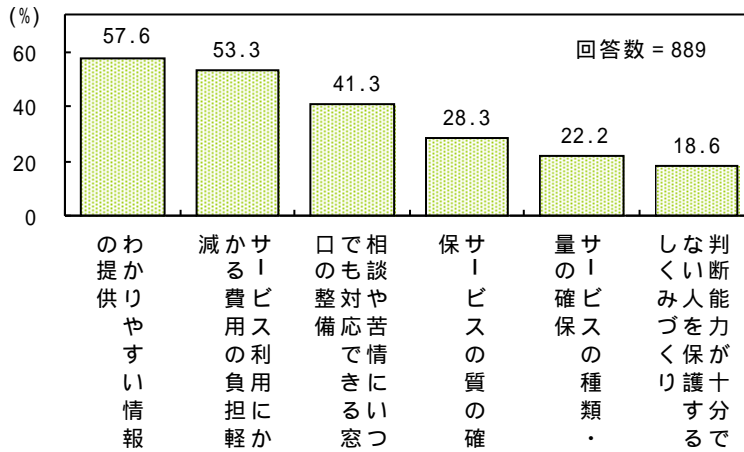
1. 地域の担い手・後継者が不足している  
 2. 地域の希薄になつていき  
 3. 公園など子どもの遊び場が少ない  
 4. 医療の体制が十分でない  
 5. 異なる世代間の交流が  
 6. 高齢者の生きがいづく  
 7. 高齢者が少なくなつて  
 8. 健康な若い世代の減少  
 9. 地域に対する意識が低い  
 10. 家庭の介護力が低下し  
 11. 地域の文化が失われつ  
 12. 一人暮らしの高齢者など  
 13. 事故が多くない・交通  
 14. 地震や災害に対する備

図表 - 2 ボランティア活動への参加意向

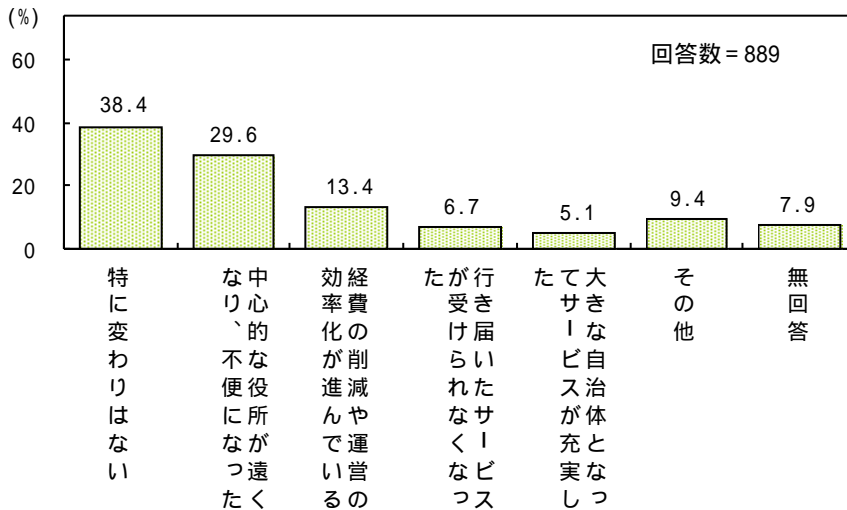
回答数 = 889



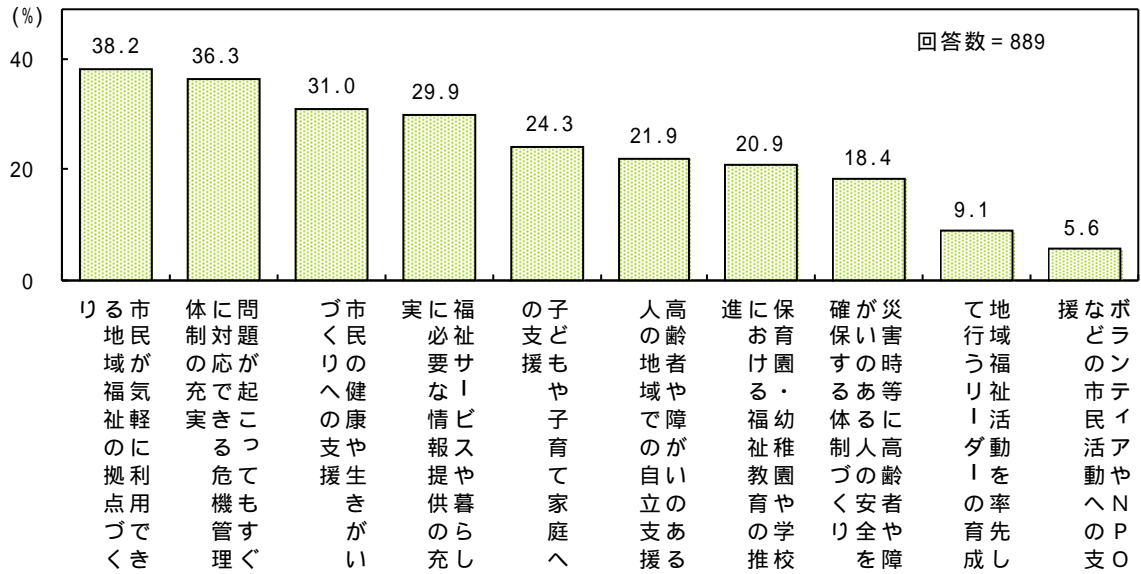
図表 - 3 福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきこと



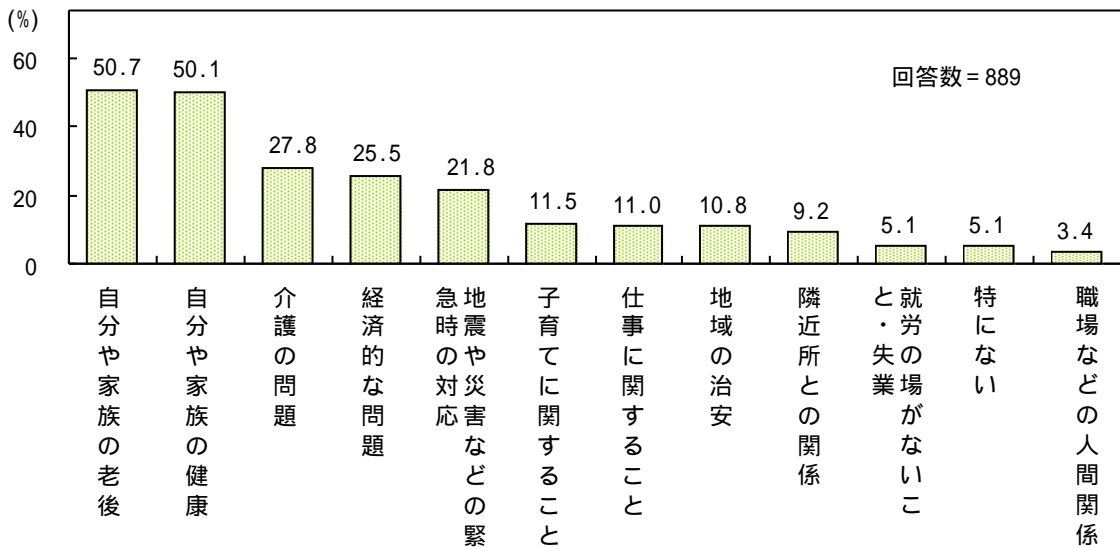
図表 - 4 合併後の福祉サービスについて



図表 - 5 これからの福祉は何を重点にすべきか

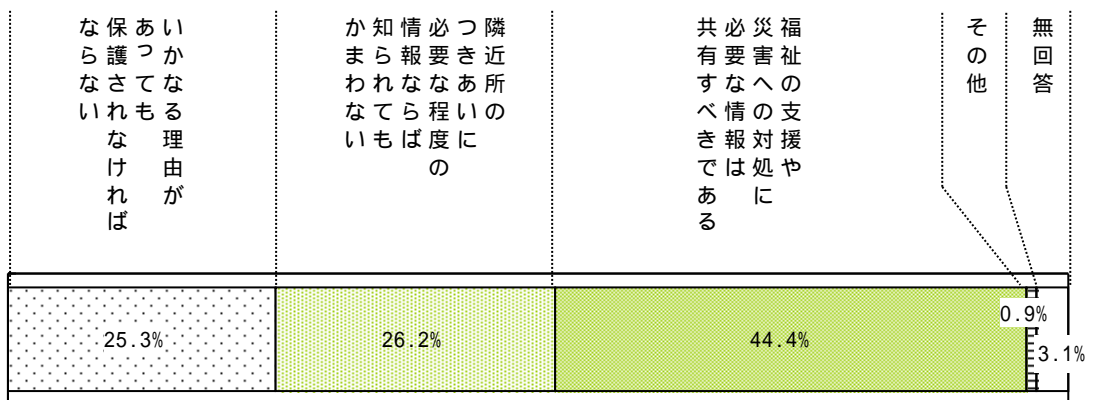


図表 - 6 生活上の悩みや不安



図表 - 7 プライバシーの取り扱いについて

回答数 = 889



## 第3章 基本的な考え方

### 1 めざすべき地域福祉像

地域福祉とは、住民、福祉事業者、行政等が、力を合わせることによって成り立つものです。本市は南北に長く、自然や地理的な条件により地域の事情は大きく異なっています。それぞれの地域で、その地域にふさわしい福祉はどうあるべきかを考え、それぞれの地域の特性を踏まえて、すべての住民がいつまでも安心して暮らせる支え合いのしくみをつくる必要があります。

本計画は、地域において何らかの支えを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、さまざまな社会活動に参加する機会を与えられるようにすることをめざすもので、地域における生活課題を広く含んだまちづくりの指針といえます。

本県市総合計画では、本市の将来像として「**自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち**」を掲げ、市民と行政の協働により「生きがいとやすらぎのあるまちづくり」をめざしています。

本計画では、この総合計画の将来像を踏まえ、アンケートや地域部会で明らかになった地域福祉の課題を、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等の“協働”で解決することにより、次に掲げる地域福祉像の実現をめざします。

家族と地域を見つめ直し、

みんながつながり支え合う、安心のある

やさしさに包まれたまちづくりをめざします。

**“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”**





## 2 基本目標

---



“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”を具現化するために、次の基本目標に基づき地域福祉を推進していきます。

(1) 地域を担う人づくり

人がいてはじめて地域が成り立ちます。活発な地域活動を通じて地域力(問題・課題を解決するために地域が潜在的に持っている力)の源である担い手づくりを進めます。

(2) 地域を支える連携のしくみづくり

地域活動の原点は、一人の住民、一つの団体ですが、それらがつながることによって、より大きな力となります。住民同士のつながりを中心として、各種団体、事業者、行政など、さまざまな主体をつなげて大きな輪をつくります。

(3) 地域を見守る支え合いのしくみづくり

住民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげ、住民同士の支え合いによる見守り体制の構築をめざします。

(4) 地域で安心して暮らすための環境づくり

誰もが安心して安全に暮らせるように、住民同士の信頼と連帯意識に基づいた防災・防犯体制の構築をめざします。

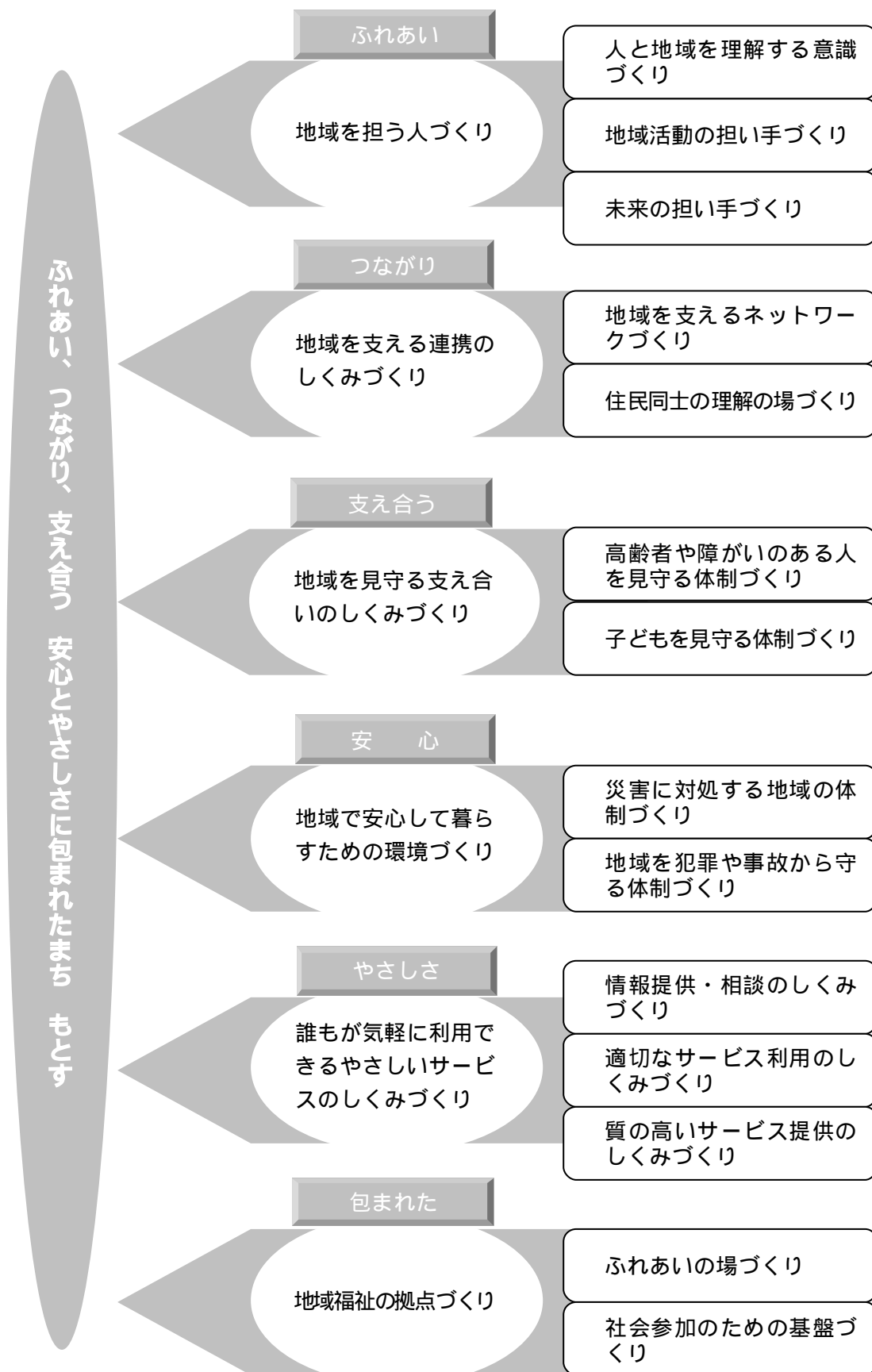
(5) 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

自立した生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを、必要としている人が適切に利用できるよう、的確な情報提供とニーズの把握を行うと共に、良質なサービス提供体制を整えていきます。

(6) 地域福祉の拠点づくり

住民がお互いの立場や生活、考え方を理解することが地域福祉の原点です。ふれあいや支え合いの交流拠点を整えると共に、拠点を結ぶ社会参加のための基盤を整えていきます。

### 3 計画の体系



## 第4章 基本計画

### 1 地域を担う人づくり

北部地域の「地域の担い手・後継者の不足」と南部地域の「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」という本市の2大課題は、地域コミュニティの機能が弱くなってきているという深刻な結果をもたらしています。

地域の力を再生し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくることは、一朝一夕にできることはありません。しかし、住民の一人ひとりが、“自助・共助・公助”の意識を持って、当事者として地域の活動に取り組み、地域は少しずつ力を取り戻します。すぐに結果を求めず、時間をかけながら、すべての住民の中に、「共に考え、共に活動し、支え合いにより、地域の課題を解決する」という共通の意識が形成されるよう、地域力の源である“人”づくりを進めていきます。

#### 【施策の方向性】

人と地域を理解する意識づくり	自治会活動の活性化
	声かけ・あいさつ運動の推進
	広報・啓発活動の充実
	学校や地域における福祉教育の充実
地域活動の担い手づくり	ボランティアのきっかけづくり
	ボランティアのやり手と受け手をつなぐしくみづくり
	地域活動・ボランティアリーダーの育成
	定年退職者の能力活用
	社会参加の喜びづくり
未来の担い手づくり	多世代交流の推進
	地域と学校の連携の促進
	地域行事・祭りを通じた交流の促進
	地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

## (1) 人と地域を理解する意識づくり

### [ 現状と課題 ]

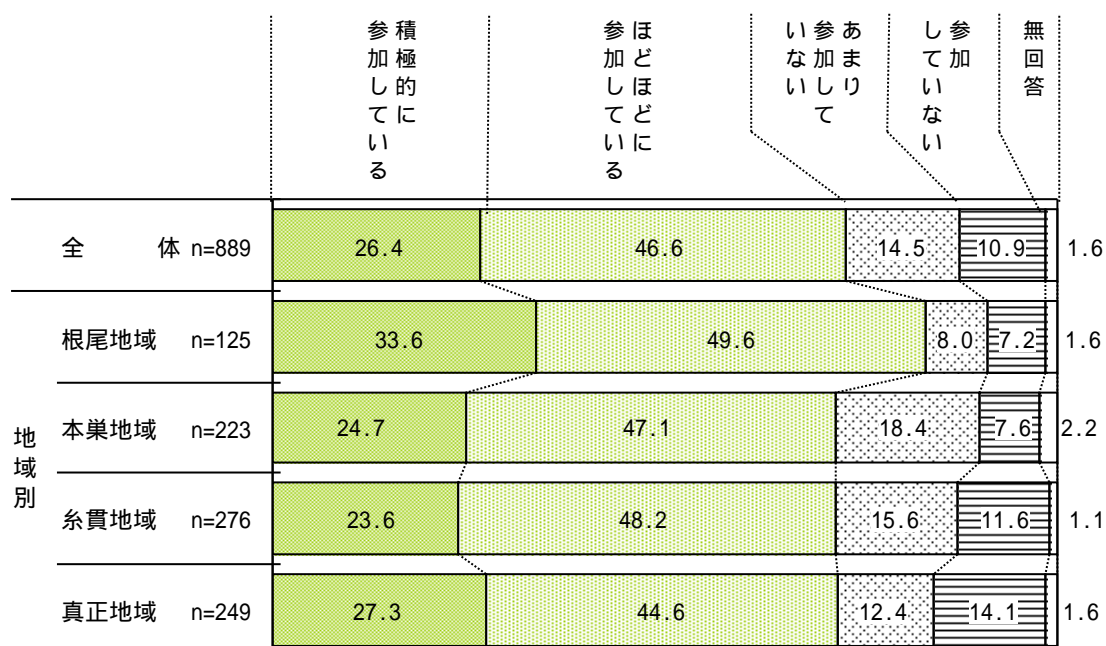
“福祉”をほかの言葉で表すと“幸福”です。地域福祉とは、誰もが安心して暮らせるまちづくりです。社会的な支援を必要とする限られた人だけではなく、すべての住民が暮らしやすい生活環境をつくるために、住民同士で支え合う福祉を実現しなければなりません。支え合いの原点は、地域を、そして人を理解することです。

現在、地域によっては、宅地開発などにより他から転入してきた人や集合住宅に住む人と旧来の住民の間に隔たりがあり、生活のさまざまな場面で食い違いが生じていることなどが問題となっているところもあります。また、地域の大人と子どもたちがお互いに顔を知らないため、地域ぐるみの子育て・見守りが難しくなっています。

自分の住んでいる地域には、どんな人が住んでいて、どんな行事や祭事があり、どんな歴史や伝統があって、どんな自然があるのか、こうしたことを理解し、地域への愛着を深めることによって、地域福祉は実現するものと考えます。

『自治会などの地域の活動や行事にどの程度参加していますか』という設問では、「ほどほどに参加している」が46.6%で最も高く、次いで「積極的に参加している」が26.4%となっています。「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」の合計は73.0%、「あまり参加していない」と「参加していない」の合計は25.4%です。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
自治会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶楽しみながら住民同士が交流し、お互いの理解が深まるよう、自治会による住民交流会やミニイベントの開催を推進します。</li> <li>▶個人情報保護に留意しつつ、自治会の班など小さな地域で、住民の名前、特技、趣味などがわかる自己紹介マップ等の作成を推進します。</li> <li>▶新たな転入者に、地域のルールなどを知ってもらうための地域説明会の開催を推進します。</li> </ul>	<p>地域住民、自治会</p> <p>地域住民、自治会</p> <p>地域住民、自治会、市</p>
声かけ・あいさつ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住民一人ひとりがお互いに関心を持ち、あいさつや言葉を交わす間柄になるように「声かけ・あいさつ運動」を全市的に推進していきます。</li> </ul>	<p>地域住民、自治会、学校、社会福祉協議会、市</p>
広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶広報もとす市、社協だより、市のホームページ、ケーブルテレビなどを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めていきます。</li> <li>▶自治会をはじめ、老人クラブ、子ども会など、地域の中で強いつながりを持つ地域組織を通して、福祉意識を高めていきます。</li> <li>▶社会福祉協議会、ボランティア団体等と協力して、市民の福祉意識を高め、地域福祉活動への参加を動機づけることなどを目的として、市社会福祉大会、</li> </ul>	<p>市、社会福祉協議会</p> <p>自治会、老人クラブ、子ども会等</p> <p>社会福祉協議会、ボランティア団体、市</p>

<p>学校や地域における福祉教育の充実</p>	<p>など、各種イベントを開催していきます。なお、開催にあたっては、住民参加型のイベントとなるよう検討します。</p> <p>▶小中学校における総合的な学習の時間や道徳の授業において、福祉やボランティア活動をテーマに取り上げ、児童・生徒の福祉意識を高めていきます。また、地域で福祉活動している人などを講師に招くなど地域に着目した内容とします。</p>	<p>学校、社会福祉協議会</p>
-------------------------	---	-------------------

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
住民交流会・ミニイベントの開催	自治会	A
自己紹介マップの作成	自治会	B
転入者のための地域説明会の開催	自治会	B
声かけ・あいさつ運動街頭キャンペーンの実施	市	B
広報もとす市、ホームページによる啓発	市	A
社協だより、ホームページによる啓発	社会福祉協議会	A
ケーブルテレビによる啓発	市	B
市社会福祉大会の充実	社会福祉協議会	A

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの

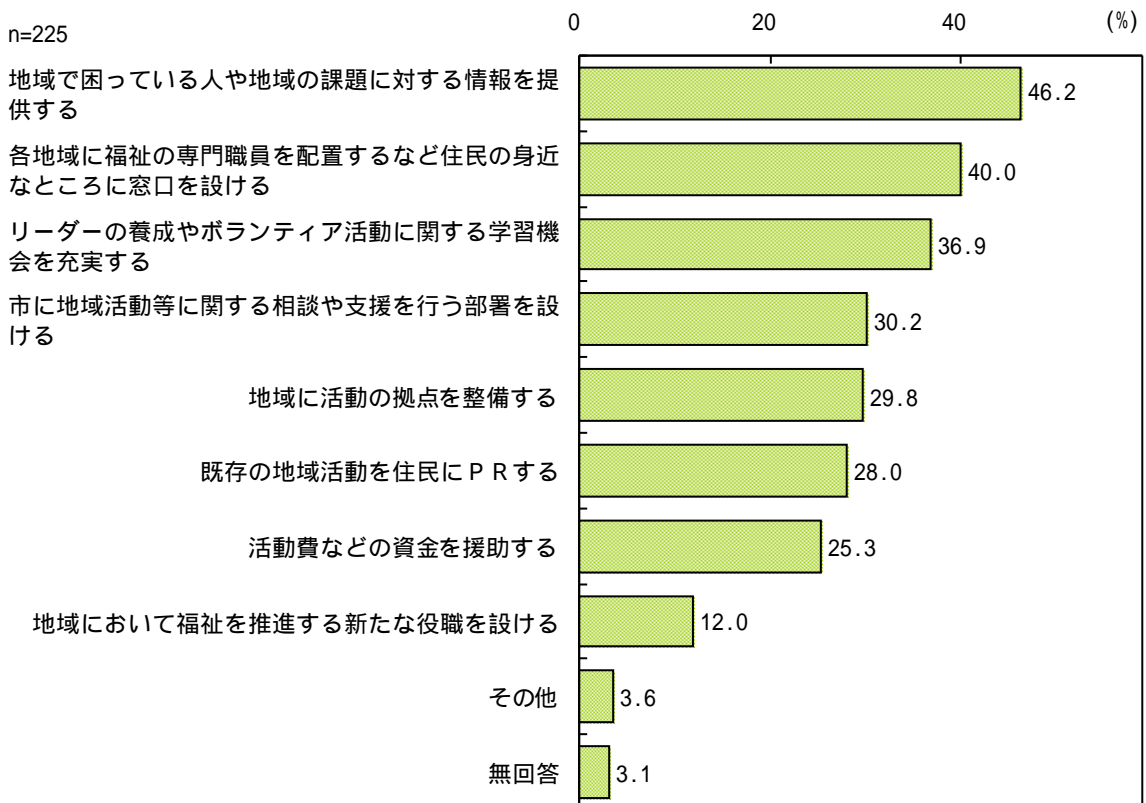
## (2) 地域活動の担い手づくり

### [ 現状と課題 ]

地域の福祉課題解決のために、住民の身近な相談相手である民生委員児童委員がさまざまな活動に取り組んでいます。また、各地域には自治会があり広報活動や環境美化活動など日常生活に密着した活動を行っています。こうした人材や組織に加えて、ひとり暮らし高齢者の見守りや給食サービスなどの地域ボランティア、さまざまな団体の協働による登下校の見守りなど、地域はいろいろな人に支えられています。しかし、高齢化の進展などにより、こうした活動の担い手が少なくなっているのが現実です。地域を重層的に支えていくために、これからの地域活動を担う人材を育成しなければなりません。

福祉関係者に対する『地域福祉の担い手を育成していくためにどのような取り組みが必要だと思われますか』という設問については、「地域で困っている人や地域の課題に関する情報を提供する」および「各地域に福祉の専門職員を配置するなど住民の身近なところに窓口を設ける」が40%以上の高い率を示していますが、「リーダーの養成やボランティア活動に関する学習機会を充実する」および「市に地域活動やボランティアに関する相談や支援を行う部署を設ける」も30%を超えています。

本業市地域福祉に関する福祉関係者アンケートより



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
ボランティアのきっかけづくり	<p>▶アンケートによると市民のボランティア活動への参加意向は「機会があったら」「時間ができたら」「友人と一緒に」といった条件付きも含めると80%近い高率となっています。ちょっとしたきっかけがあれば、より多くの方が活動に参加すると考えられます。市民のボランティアに対する関心を高め、活動に結びつけるよう「一市民一ボランティア」を合い言葉に、さまざまな場面においてボランティア活動を推進していきます。</p> <p>▶ボランティア活動を体験してみることで、参加する楽しさや大切さを実感し、それによって継続的な活動に発展すると考えられます。社会福祉協議会と協力して、ボランティアの体験機会を創出していきます。</p> <p>▶ボランティア活動は、無償を原則としており、自発的な活動であることが求められます。しかし、その活動を社会的に評価する指標が明確になれば、より多くの方が参加すると考えられます。そこで、ボランティア活動をポイント制で評価し、福祉サービスの利用にかかる一部負担等に還元されるしくみを検討していきます。</p>	<p>社会福祉協議会、市</p> <p>社会福祉協議会、福祉事業者、市</p> <p>市、社会福祉協議会</p>
ボランティアのやり手と受け手をつなぐしくみづくり	<p>▶地域で行われているボランティアの活動内容を、掲示板を設置し掲示したり、回覧板などで紹介したりして、活動への参加を促進します。</p>	<p>地域住民、自治会、社会福祉協議会</p>

	<p>▶地域ボランティアを立ち上げるためのノウハウの提供など支援を行います。</p> <p>▶ボランティアのやり手と受け手の情報共有を図り、需給調整が効果的に行われるよう、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。</p> <p>▶地域による多様なニーズに対応するため、旧4町村単位でボランティアセンターを設置するなどボランティアの需給調整ができるしくみを検討します。</p>	<p>社会福祉協議会、市</p> <p>社会福祉協議会、市</p> <p>社会福祉協議会、市</p>
<p>地域活動・ボランティアリーダーの育成</p>	<p>▶ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、地域の推進役となるボランティアリーダーの役割が非常に重要です。このため、社会福祉協議会と協力してリーダーの育成に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会、市</p>
<p>定年退職者の能力活用</p>	<p>▶定年退職者は、職場という重要な居場所を失います。退職後の居場所としては、趣味・学習の場なども考えられますが、社会とのつながりという点では、地域活動・ボランティア活動は有力な選択肢となります。定年退職後における地域福祉活動への参加を促進するため、定年退職前後の年齢を対象としたボランティア養成講座やシンポジウムなどを開催するとともにボランティアセンターへの登録を呼びかけていきます。</p>	<p>社会福祉協議会、福祉事業者、市</p>
<p>社会参加の喜びづくり</p>	<p>▶ボランティア活動に参加したことがある中学生の30%以上が、活動を通じて得たこととして「地域・社会に役立つことができた」をあげています。活動</p>	<p>社会福祉協議会、学校、福祉事業者、市</p>

	<p>を通じて得ることができる社会参加の喜びをできる限り多くの市民に感じてもらえるよう、地域活動・ボランティア活動を生きがいづくりと関連づけて推進していきます。</p> <p>▶障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、企業、障がいのある人の当事者団体等との連携を図り、障がいのある人の一般就労への理解を求めます。</p> <p>▶高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりを促進するため、老人クラブが主体となって行う地域の特色を活かしたものづくり・販売事業を推進します。</p>	<p>市、企業、障がいのある人の当事者団体</p> <p>老人クラブ、市</p>
--	--	--

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
ボランティアスクール・講座の開催	社会福祉協議会	A
ボランティア活動のポイント制の導入の検討	市、社会福祉協議会	B
地域ボランティアの活動紹介	自治会	A
ボランティアのやり手と受け手の情報共有の促進(ボランティアセンターの充実)	社会福祉協議会	A
定年退職後セミナーの実施	社会福祉協議会	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの

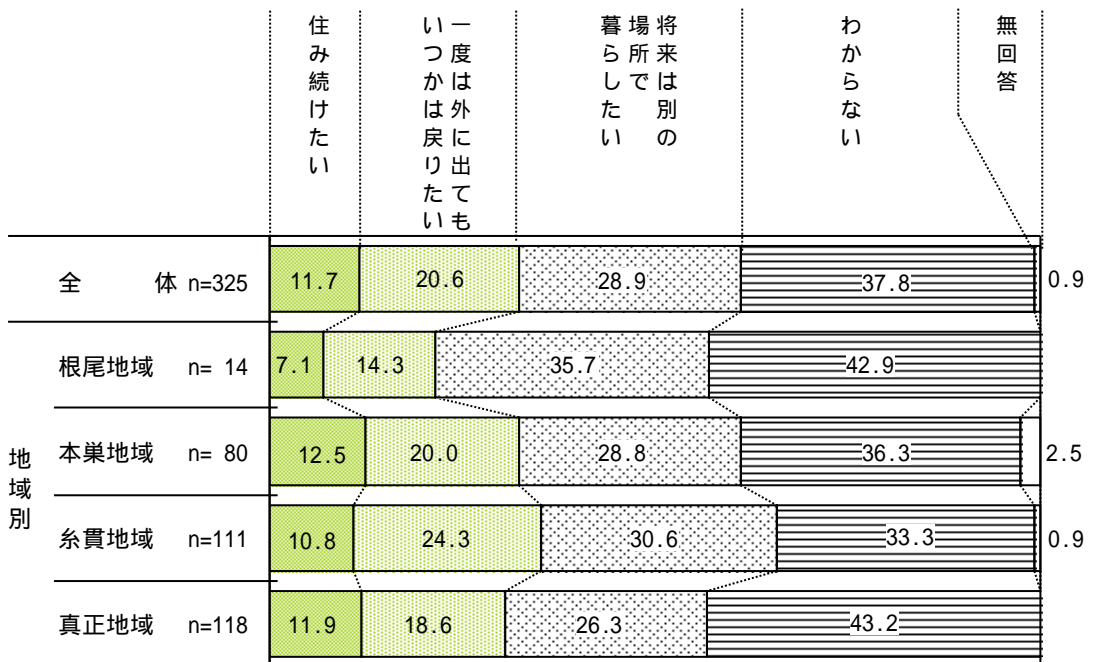
### (3) 未来の担い手づくり

#### [ 現状と課題 ]

活力にあふれたまちには、子どもたちの姿が不可欠です。地域の未来を担う子どもたちが、生まれ育った地域で、明るい希望を抱き、自分の力でたくましく生きていくには、問題を解決する力や人を思いやる心を育むことが重要です。子どもたちが、家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて成長できるよう、地域ぐるみで子どもの健全育成を図っていく必要があります。

中学2年生に対する『大人になっても今の地域に住み続けたいと思いますか』という設問では、「わからない」が37.8%と最も高くなっています。「住み続けたい」は11.7%ですが、これに「一度は外に出ていつかは戻りたい」(20.6%)を合計すると32.3%となります。「将来は別の場所で暮らしたい」が28.9%あります。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～中学生調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
多世代交流の推進	<p>▶自治会、学校の連携により、学校を核とした三世代交流事業を推進し、身近な地域で世代を越えた関係づくりを進めます。また、夏休みのラジオ体操など従来からある行事を世代間交流の場として位置づけ推進していきます。</p> <p>▶高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を、子どもたちやその親の世代に伝えることができるよう、地域での行事などを中心に、子どもと高齢者との交流の場づくりに努めます。具体的には、地域の子どもと老人クラブが共同で行う行事をコーディネートし、場の提供等の支援をします。</p>	<p>学校、自治会</p> <p>老人クラブ、子ども会、学校</p>
地域と学校の連携の促進	<p>▶地域とのつながりが比較的薄い30・40代の若い世代も、子どもの学校を通じた奉仕活動や見守り活動には参加することが多いようです。これからは今以上に地域と学校のつながりを深め、世代や立場を越えた地域ぐるみの子育てに取り組みます。</p>	<p>自治会、学校、PTA</p>
地域行事・祭りを通じた交流の促進	<p>▶市内には祭りなど多くの伝統行事があります。子どもたちがこれらに参加することによって、地域の歴史や文化を学び、さまざまな体験をしながら地域の大人や異年齢の子どもとのふれあいができます。また、転入してきた人との交流のきっかけともなります。このため、これらの伝統行事やイベントを通じた交流を推進します。</p>	<p>地域住民、自治会、商工会</p>

<p>地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進</p>	<p>▶商工会等との連携により、地域のイベントへの住民参加を促進し、地域振興と住民の交流をめざします。</p> <p>▶子どもたちが自分の生まれ育った地域を大切に思い、暮らし続けたいと思えるよう、地域の自然・文化・伝統を知るための機会を創出します。子どもたちと地域の高齢者が一緒に、ふるさと探訪記を作ったり、伝統食を作ったり、伝承遊びを通して交流したりできる場を検討していきます。</p>	<p>商工会、自治会、市</p> <p>社会福祉協議会、市、老人クラブ</p>
-----------------------------	--	---

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
三世代交流事業の拡充	学校、自治会	A
ふれあいいきいきサロンへの子どもの参加	社会福祉協議会	B
子ども会と老人クラブの共同行事の実施	老人クラブ、子ども会	B
校内ボランティアの拡充	学校	A

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目的に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



地域で三世代交流！  
 ゲートボール交流の様子

## 2 地域を支える連携のしくみづくり

地域福祉を効果的に進めるためには、住民一人ひとりをはじめ、地域の団体、福祉サービスの提供事業者、行政など、多様な主体がそれぞれの特徴や役割を踏まえながら、相互理解と協力のもとに協働して取り組むことが求められます。地域に暮らす住民を中心に各種団体や事業者、行政などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、多様な主体のネットワークづくりを進めます。

また、地域住民同士のふれあい・対話を通じてお互いの理解が進み、支え合いの基盤ができるよう、さまざまな交流の機会をつくっていきます。

### 【施策の方向性】

地域を支えるネットワークづくり	多様な主体をつなぐネットワークづくり
	福祉のネットワークづくり
	地域をつなぐネットワークづくり
住民同士の理解の場づくり	地域住民会議（地域井戸端会議）の開催支援
	学校を中心とした地域交流の促進
	障がいのある人との交流会の開催
	地域と地元企業等との連携



オカリナ奏者の宗次郎さんと地元中学生との共演

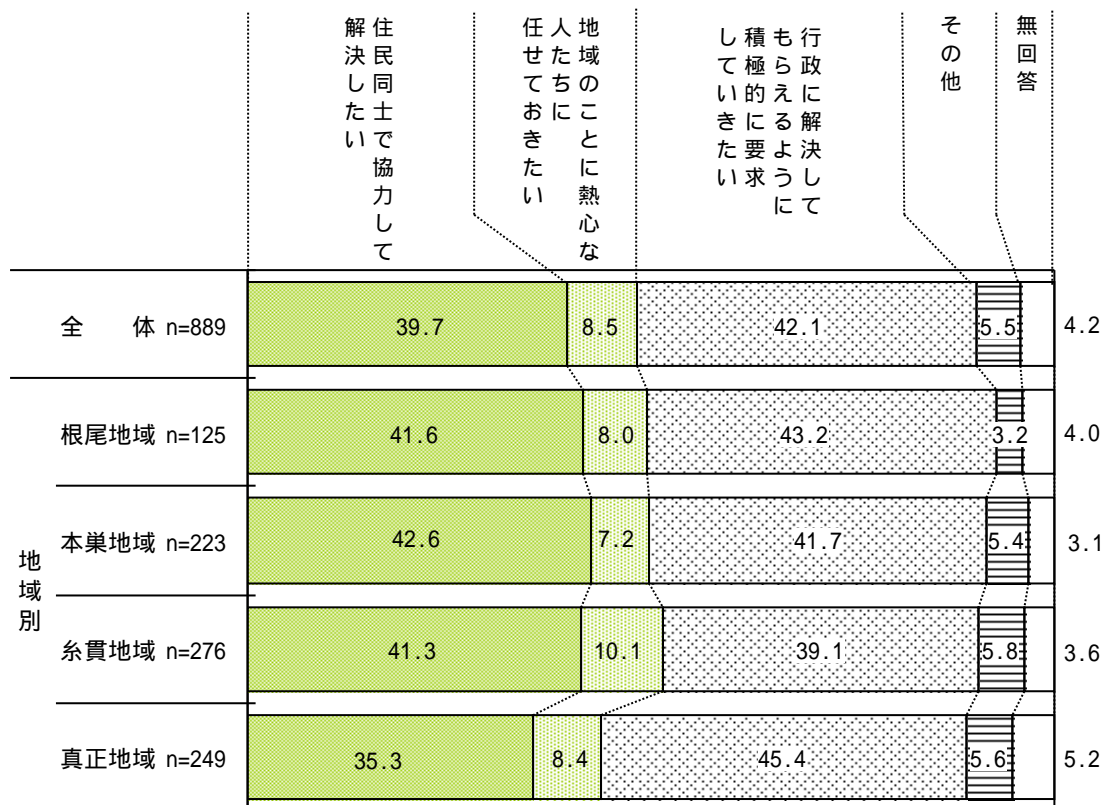
(1) 地域を支えるネットワークづくり

[ 現状と課題 ]

地域部会の話し合いの中で、住民にとって最も身近な地域組織である自治会や地域福祉の推進役である民生委員児童委員の重要性が頻繁に指摘されました。地域には、自治会、民生委員児童委員をはじめ、老人クラブ、子ども会、各種ボランティア団体等さまざまな人材、団体が、住民の生活の質の向上のために活動を続けています。しかし、これらの団体等が協力し、連携して活動することは少ないようです。地域を支える力がより強力なものとなるように、地域組織をつなぐネットワークづくりを進める必要があります。

『住んでいる地域で困っていることや問題になっていることを、どのような方法で解決するのがよいと思いますか』という設問では、「行政に解決してもらえるように積極的に要求していきたい」が42.1%、「住民同士で協力して解決したい」が39.7%と、行政依存型と住民主体型がほぼ同じくらいの率となりました。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
多様な主体をつなぐネットワークづくり	<p>▶自治会をはじめ老人クラブや子ども会など地域内の団体は単独で活動するより複数の団体が協力し合うことで、より大きな力を得て、複数の課題の同時解決にもつながります。地域団体は地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、多様な地域団体が交流できる機会をつくります。</p>	自治会、老人クラブ、子ども会、障がいのある人の当事者団体、市、社会福祉協議会
福祉のネットワークづくり	<p>▶民生委員児童委員は、住民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者としてさまざまな活動を展開しており、地域福祉を推進するにあたって中心的な役割を担っています。その活動が円滑に行われるよう、自治会等に協力を求め、地域状況の把握に努めます。</p> <p>▶民生委員児童委員との連携を図りながら、地域住民の立場で地域福祉活動を担う人材を配置する福祉協力員制度の創設を、社会福祉協議会と共に検討します。</p>	民生委員児童委員、自治会、市  民生委員児童委員、社会福祉協議会、市
地域をつなぐネットワークづくり	<p>▶北部地域では、高齢化の進展等により、自治会など地域組織の機能が低下しているところがあります。地域行事などが円滑に実施できるよう、近隣地域間の協力体制を推進していきます。</p> <p>▶本市は合併により4つの町村が1つになった市です。これまで関わりの少なかった地域間の交流を促進し、それぞれの地域の長所を活かした支え合いができるような土壌を整えていきます。</p>	自治会、市  自治会、市

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
福祉協力員制度の創設	社会福祉協議会、市	A
地域間交流の推進	市	C

\*「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



住民みんなで力を合わせる  
 市民運動会の大縄とび

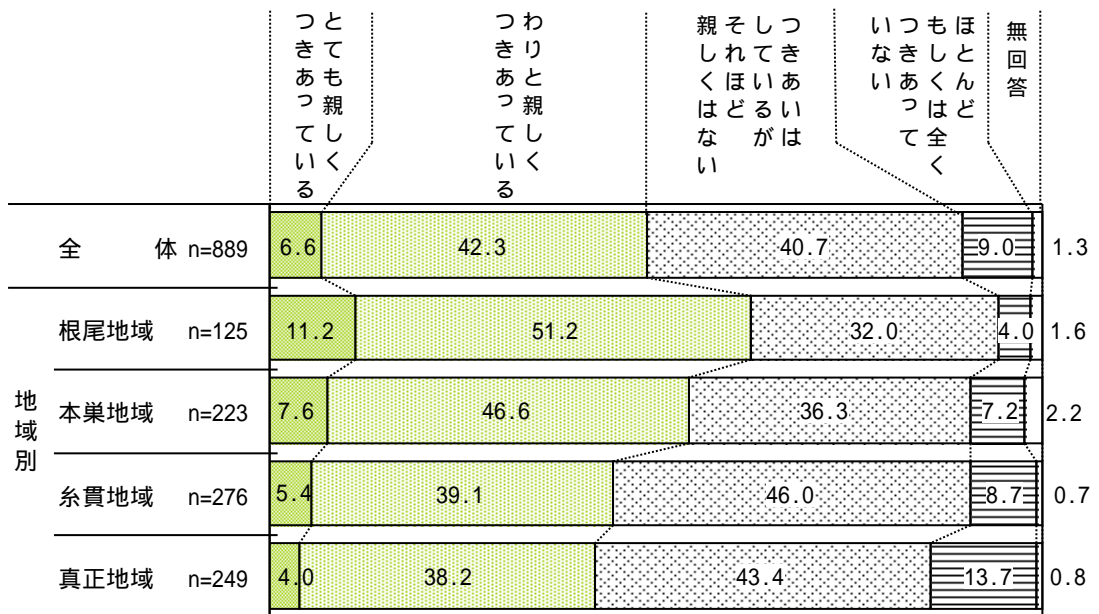
(2) 住民同士の理解の場づくり

[ 現状と課題 ]

地域には、表面に現れていない問題や課題が数多くあります。例えば、ひとり暮らしの高齢者や子育ての課題については、誰もが理解できるし、比較的交流の機会もあります。これに比べると障がいのある人の抱えている課題や必要な支援がわからないということが、地域部会等から明らかになりました。自分の地域に障がいのある人がいること自体がわからないのが現状のようです。地域の人たちが、お互いに顔を知って、あいさつを交わし、声をかけ合う、これが住民同士の支え合いの第一歩です。そして、次のステップは、話す機会を持ち、理解を深め、協力し合うことです。個人主義の進展に伴い、プライバシーの保護が過剰に叫ばれる中、昔の井戸端会議のように、地域の課題を共有する場が必要なのかもしれません。また、障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いに支え合って生きていける社会をめざすため、深く交流する場が必要となってきます。

『現在どの程度の近所づきあいをしていますか』という設問では、「わりと親しくつきあっている」が42.3%と最も高く、次いで「つきあいはしているが、それほど親しくはない」が40.7%となっています。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域住民会議の開催支援	<p>▶自治会の代表者、地域で活動しているボランティア、福祉関係者等が中心となって、地域の福祉課題等を話し合い、協働で解決していく地域住民会議（地域井戸端会議）の開催を支援していきます。</p>	自治会、ボランティア、社会福祉協議会
学校を中心とした地域交流の促進	<p>▶学校は、子どものいる家庭はもちろん、防犯活動、運動会等のイベントを通じて地域住民と密接なつながりを持っています。この学校を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、地域の学校の特性に応じた活動が展開できるよう、学校、地域に働きかけていきます。</p> <p>▶地域住民と児童・生徒との交流、地域住民による学校ボランティア、さらには学校を多世代交流事業やサロンなどの地域福祉の拠点の一つとするなど、学校と地域との協働による取り組みを推進します。</p> <p>▶本市の障がいのある児童・生徒の多くが通学することになる岐阜本巣特別支援学校と地域、市との連携を強化し、地域住民同士の理解促進と支え合いの意識づくりを進めます。</p>	自治会、学校  自治会、学校、社会福祉協議会
障がいのある人との交流会の開催	<p>▶地域活動支援センター等のイベントへの地域住民の参加協力、障がいのある人の地域行事への参加などを促進し、障がいのある人とない人の交流を深めていきます。</p>	地域住民、福祉事業者、社会福祉協議会

<p>地域と地元企業等との連携</p>	<p>▶企業は地域の一員として、さまざまな社会貢献活動を行っています。企業と地域の交流活動を促進するとともに、協力体制を築いていきます。</p> <p>▶障がいのある人の一般就労を促進するために、関係機関と協力し、市内の企業等に障がいのある人の雇用義務制度、障がいのある人を雇用する企業への助成制度等、障害者雇用促進施策についてのPRを図ります。また、大規模農家などに対しても障がいのある人の雇用に関するPR等を行っています。</p>	<p>自治会、企業、市、社会福祉協議会</p> <p>企業等、市、社会福祉協議会、福祉事業者</p>
---------------------	---	--

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
地域住民会議（地域井戸端会議）の開催支援	自治会、ボランティア、社会福祉協議会	A
学校における交流事業等の実施	学校	C
地域活動支援センター等のイベント開放	福祉事業者、社会福祉協議会	B
障害者雇用促進施策のPR	市、社会福祉協議会	A

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



小学校における三世交代交流会  
 高齢者と親と子どもで楽しむ餅つき

### 3 地域を見守る支え合いのしくみづくり

住民がお互いに支え合う地域をつくるためには、住民一人ひとりが、福祉への理解と関心を高め、やさしさや思いやりを実際の行動につなげなければなりません。地域には、小さな子どもたち、子育て中の若い親、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、見守りや、ちょっとした支えを必要としている人がたくさんいます。こうした人たちを地域全体で支えるため、地域の中で活動する人たちの連携体制をつくり、地域の見守り、声かけ等の充実を図り、問題を早く発見し、予防、解決できる支え合いのしくみづくりを進めていきます。

#### 【施策の方向性】

高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり	ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の確立
	サロン活動の推進
子どもを見守る体制づくり	登下校時のパトロール体制の確立
	地域住民による見守り活動の推進
	地域ぐるみの子育て支援



ふれあいいきいきサロン  
七夕祭りの準備をする地域の人々と子どもたち

## (1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり

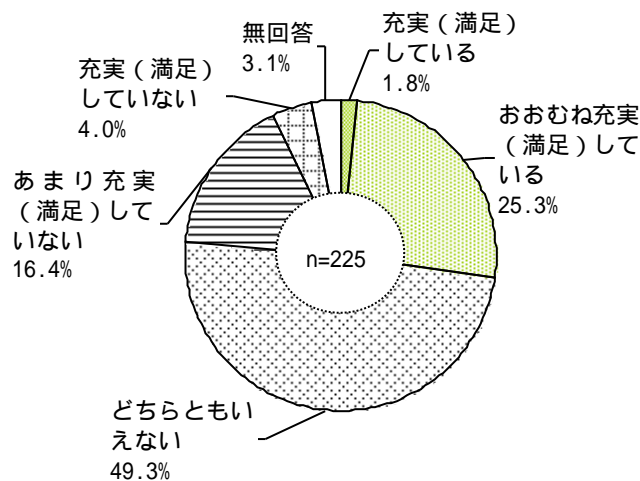
### [ 現状と課題 ]

地域には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、日常生活上の何らかの支援を必要としている人がいます。アンケートによると、特に北部地域では「ひとり暮らし高齢者の孤立化」が地域の重要課題として捉えられており、根尾地域では20%を超える高い率となっています(10頁の図表 - 1 参照)。地域部会においても見守りの体制づくりの必要性が指摘されていました。

また、「施設から地域へ」という流れの中、障がいのある人が地域で生活するためには、家族の支えや福祉サービスに加え、地域住民の見守りが必要不可欠なものとなってきています。

福祉関係者に対する福祉施策の充実度(満足度)に関する設問では、「独居・高齢者世帯の見守り活動」について、「充実(満足)している」と「おおむね充実(満足)している」の合計は27.1%、「あまり充実(満足)していない」と「充実(満足)していない」の合計は20.4%でした。

本巢市地域福祉に関する福祉関係者アンケートより



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の確立	<p>▶自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアによる地域見守り隊（仮称）の結成を促進していきます。ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の自宅を訪ねての声かけ運動や冬場の玄関先の除雪作業などの活動が想定されます。</p> <p>▶ひとり暮らし高齢者等の安否確認と社会的な孤立を解消するため、老人クラブによる訪問活動を推進していきます。</p>	自治会、民生委員児童委員、ボランティア  老人クラブ
サロン活動の推進	▶ひとり暮らしの高齢者等を対象としたふれあいいいききサロンが市内各地域で開催されています。より多くの地域で開催されるよう、ボランティアの立ち上げなど必要な支援を行っていきます。また、高齢者だけでなく、子ども、障がいのある人等が気軽に集える場づくりを推進していきます。	民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉協議会

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
地域見守り隊の結成（試行）	自治会、民生委員児童委員、ボランティア	C
ふれあいいいききサロンの拡充	民生委員児童委員、社会福祉協議会	A

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
C：長期的な視野で検討するもの

## (2) 子どもを見守る体制づくり

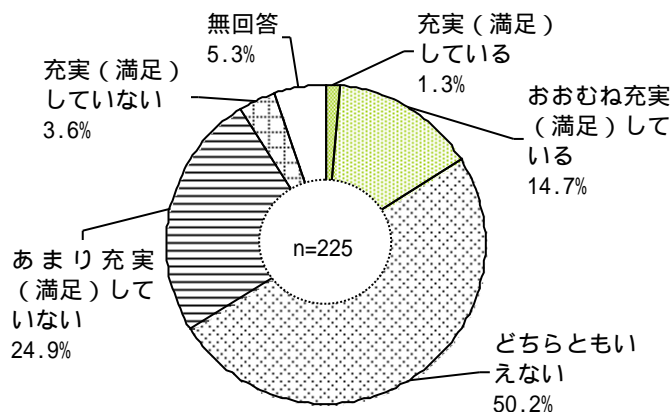
### [ 現状と課題 ]

子どもを巻き込んだ事故や事件が後を絶ちません。現在、PTA、民生委員児童委員、老人クラブなど地域のさまざまな人々が、登下校時のパトロールなどに積極的に取り組んでおり、見守り体制は構築されつつあります。

子どもたちの外で遊ぶ声は、まちに彩りを与え、活気づかせます。子どもたちを地域で見守り育てることは、未来につながる活動といえます。今後は、支え合いの輪をさらに広げ、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

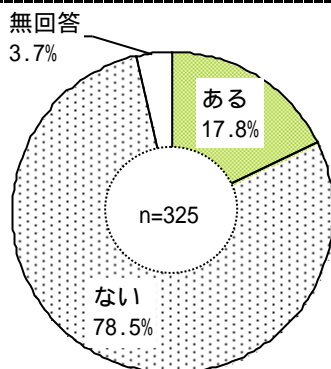
福祉関係者に対する福祉施策の充実度（満足度）に関する設問では、「地域住民による子育て支援活動」について、「充実（満足）している」と「おおむね充実（満足）している」の合計は16.0%、「あまり充実（満足）していない」と「充実（満足）していない」の合計は28.5%でした。

本巣市地域福祉に関する福祉関係者アンケートより



中学2年生に対する『これまでに近所の人に助けられたことや、近所の人のおかげだと思ったことはありますか』という設問では、「ある」が17.8%、「ない」が78.5%です。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～中学生調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
登下校時のパトロール体制の確立	<p>▶登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校を中心とした地域の各種団体等の連携による通学パトロールを推進していきます。また、地域住民による子どもの見守りが常に行われるよう協力を呼びかけていきます。</p> <p>▶デイサービスの送迎車両やホームヘルパーの移動用車両による移動時の見守りパトロールを推進します。具体的には、車両用の統一ステッカーを作成し、各事業所に協力を要請していきます。</p>	<p>学校、PTA、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ</p> <p>福祉事業者、市</p>
地域住民による見守り活動の推進	<p>▶地域の公園において子どもが安心して遊べるよう地域ボランティアによる遊び場パトロールを推進していきます。</p> <p>▶学校、PTA、自治会の協力により通園・通学路の危険箇所の点検を実施し、必要な安全対策を行います。</p> <p>▶子どもを巻き込んだ犯罪等を未然に防ぐため、「子ども110番の家」(緊急避難所)など、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実とPRを図ります。</p>	<p>PTA、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ</p> <p>学校、PTA、自治会、市</p> <p>市、警察、自治会</p>
地域ぐるみの子育て支援	<p>▶子どもに対する見守りはパトロールだけではありません。子ども自身が社会の規範やモラルを知り、守れるよう、声かけなどを通じて地域ぐるみの子育てを実践していきます。</p>	<p>住民</p>

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
福祉事業者による送迎・移動時の見守りパトロールの実施	福祉事業者	A
福祉事業者見守りパトロール用ステッカーの作成	市	A
遊び場パトロールの実施	P T A、民生委員児童委員	C
通学路の危険箇所点検	P T A、民生委員児童委員	C
「子ども110番の家」のP R	市	A

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



登下校時の見守り活動

## 4 地域で安心して暮らすための環境づくり

本市は、美しく豊かな自然に抱かれ、かつ、商業施設の進出などにより生活の利便性も確保され、自然的にも地理的にも大変恵まれた環境にあります。しかし、その反面、水害などの自然災害や、交通事故や犯罪などの危険にも晒さらされています。また、いつ起こるかわからない地震に対する備えも急務となっています。

「良いまち」の基本的な条件は、安心して安全に暮らせることであり、災害、事故、犯罪による被害を防ぐことは、住民の共通した願いです。住民一人ひとりの信頼関係とさまざまな団体の連携をベースに、個人の尊厳を尊重しながら、すべての人が安心して暮らせる体制づくりを進めます。

### 【施策の方向性】

災害に対処する地域の体制づくり	災害時要援護者の状況把握
	地域防災体制の確立
地域を犯罪や事故から守る体制づくり	自主防犯活動の推進
	地域で取り組む交通安全対策



地域の安全は自分たちで守る  
「ひばり安全パトロール隊」発足

## (1) 災害に対処する地域の体制づくり

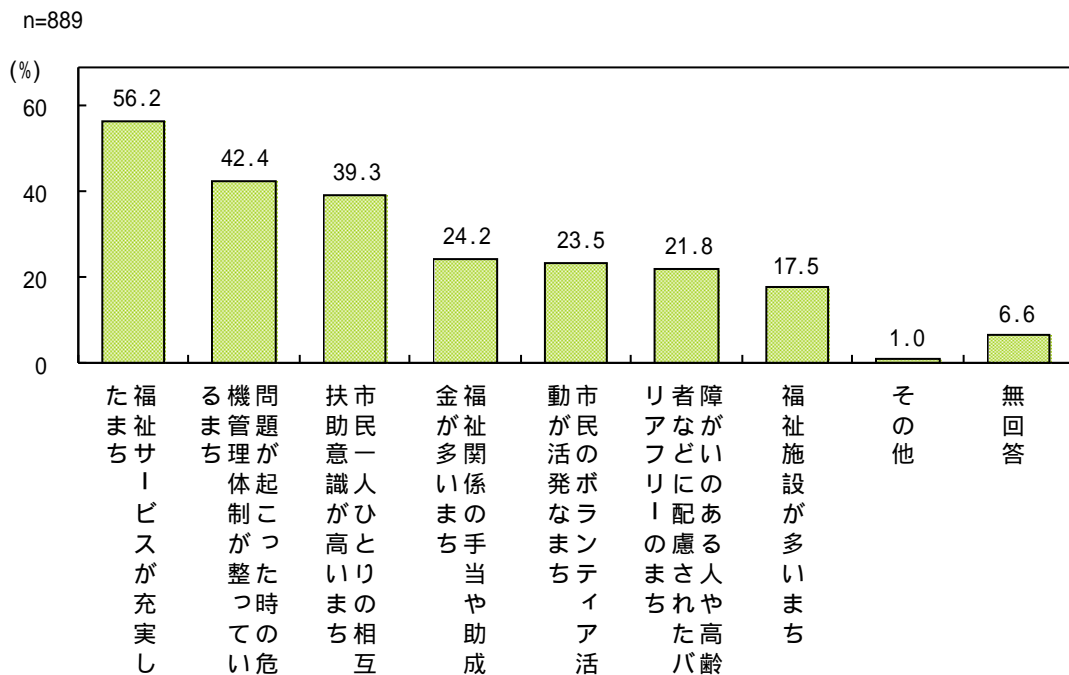
### [ 現状と課題 ]

我が国は地震多発国であり、本市も過去に大きな地震による甚大な被害を被ったことがあります。また、近年の異常気象による予期せぬ集中豪雨の発生など、災害の防止や被害の軽減に向けた対策が重要な課題となっています。

最近、起こった大震災や豪雨災害の犠牲者をみると、そのほとんどが高齢者です。市民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の育成を図るとともに、高齢者や障がいのある人など災害時に援護を必要とする人に対する支援体制を地域で構築していく必要があります。

『福祉が充実しているまちとはどのようなまちだと思いますか』という設問では、「福祉サービスが充実したまち」に次いで、「(災害などの)問題が起こった時の危機管理体制が整っているまち」が40%を超える高い率となっています。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
災害時要援護者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が災害時に支援が受けられるよう、民生委員児童委員と自治会を中心に個人情報保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする災害時要援護者の把握を行います。</li> <li>▶把握した災害時要援護者について同意方式による名簿、マップの作成を推進します。</li> </ul>	<p>市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会</p> <p>市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会</p>
地域防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶災害時要援護者について、自主防災組織、民生委員児童委員、住民など地域の援助者による支援体制を構築します。</li> <li>▶災害時に地域の自主防災組織が機能するよう、また、行政と自主防災組織等の連携が図れるよう、訓練の実施や情報提供の充実に努めます。</li> <li>▶各避難所への介護関係者の派遣など、避難生活におけるケア体制の確保に努めます。</li> <li>▶災害時に、福祉施設入居者や在宅の要援護者が安心して安全に生活できるよう福祉事業者間の連携を強化します。</li> <li>▶災害時に市内外の災害救援ボランティアが円滑に活動できるよう体制づくりを進めます。</li> </ul>	<p>市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会</p> <p>市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会</p> <p>市、福祉事業者</p> <p>福祉事業者</p> <p>社会福祉協議会、市</p>

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
災害時要援護者把握調査の実施	市	A
災害時要援護者名簿・マップの作成	市、自治会、民生委員児童委員	A
自主防災組織の確立	自治会	A
災害ボランティアセンターの確立	社会福祉協議会、市	B

\*「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



自主防災の意識を高める  
 総合防災訓練 模擬現地訓練

## (2) 地域を犯罪や事故から守る体制づくり

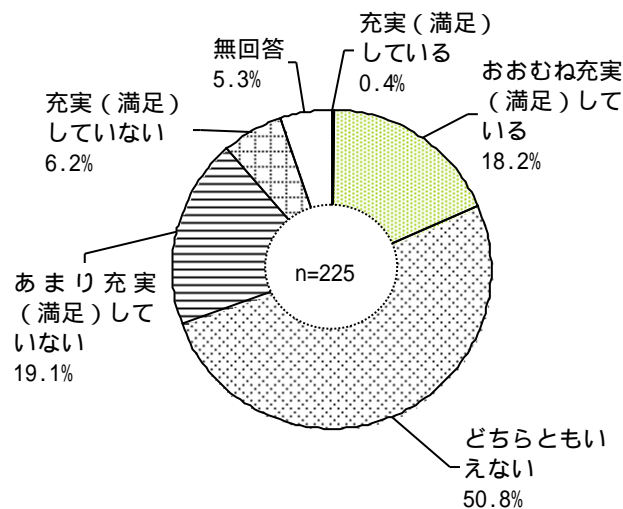
### [ 現状と課題 ]

大型の商業施設の進出や宅地の造成などにより、市の南部地域は都市化が進んでいます。生活の利便性が向上した反面、地域の連帯意識の希薄化が進み、地域が本来持っている犯罪抑止機能が低下し、治安に大きな影響を及ぼしています。また、交通量が増加することで、交通事故の危険も増大しています。

こうした状況のなか、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識のもと、住民と行政が一体となって、地域を守る体制を整えていく必要があります。

福祉関係者に対する福祉施策の充実度（満足度）に関する設問では、「防災、防犯など生活安全に関する活動」について、「充実（満足）している」と「おおむね充実（満足）している」の合計は18.6%、「あまり充実（満足）していない」と「充実（満足）していない」の合計は25.3%でした。

本巢市地域福祉に関する福祉関係者アンケートより



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
自主防犯活動の推進	▶高齢者や子どもが安心して暮らせる地域をめざし、家庭、自治会、学校、職場、行政が一体となった地域の防犯体制を強化していきます。	住民、自治会、学校、職場、市等
	▶子どもの登下校時のパトロールも含めて地域における自主防犯組織の育成を図ります。	住民、自治会、学校、職場、警察、市
	▶市内で発生した不審者情報等を、広報無線などを活用してできる限り多くの住民に伝わる方法を検討します。	市
	▶子どもの下校時の安全を確保するため、防犯灯の設置に対する支援など、犯罪を抑止する環境整備を進めます。	市
地域で取り組む交通安全対策	▶高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の充実を図るとともに、交通安全協会や自治会をはじめ地域の団体等の連携により地域ぐるみの交通安全対策を推進します。	市、交通安全協会、自治会、老人クラブ、学校、社会福祉協議会
	▶高齢者や子どもの視点に立って、住民と行政が協働で地域の交通危険箇所のチェックし、必要な安全対策を行います。	市、交通安全協会、自治会

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
広報無線による不審者情報の提供	市	B
防犯灯の設置促進	市	A
交通危険箇所の点検	市	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの

## 5 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

本市は、南北に長く、それぞれの地域によって事情が大きく異なります。したがって、生活や福祉の課題が地域によって異なることを理解し、それぞれの地域にあった課題の解決策を考えていく必要があります。また、本市が実施している福祉サービス等について、その情報が住民に十分行き届いていない、との指摘が地域部会からあり、情報提供のあり方を見直す必要もあります。

必要とする人が、適切にサービスを利用できるように、情報提供、相談体制の充実を図るとともに、各地域の分庁舎の機能を見直し、身近な地域でのニーズに対応した、誰にとってもやさしいサービス提供のしくみづくりを進めていきます。

### 【施策の方向性】

情報提供・相談のしくみづくり	総合的な相談体制の構築
	民生委員児童委員をはじめとする柔軟な対応ができる身近な相談体制の確立
	サービス情報の提供体制の充実
適切なサービス利用のしくみづくり	地域のニーズを把握するしくみづくり
	総合的にサービスをつなげる体制づくり
	福祉外交員制度の創設
	権利を守るしくみづくり
質の高いサービス提供のしくみづくり	地域に根ざしたサービスの提供
	サービスを評価するしくみづくり
	住民主体のサービス（NPO等）への支援



(1) 情報提供・相談のしくみづくり

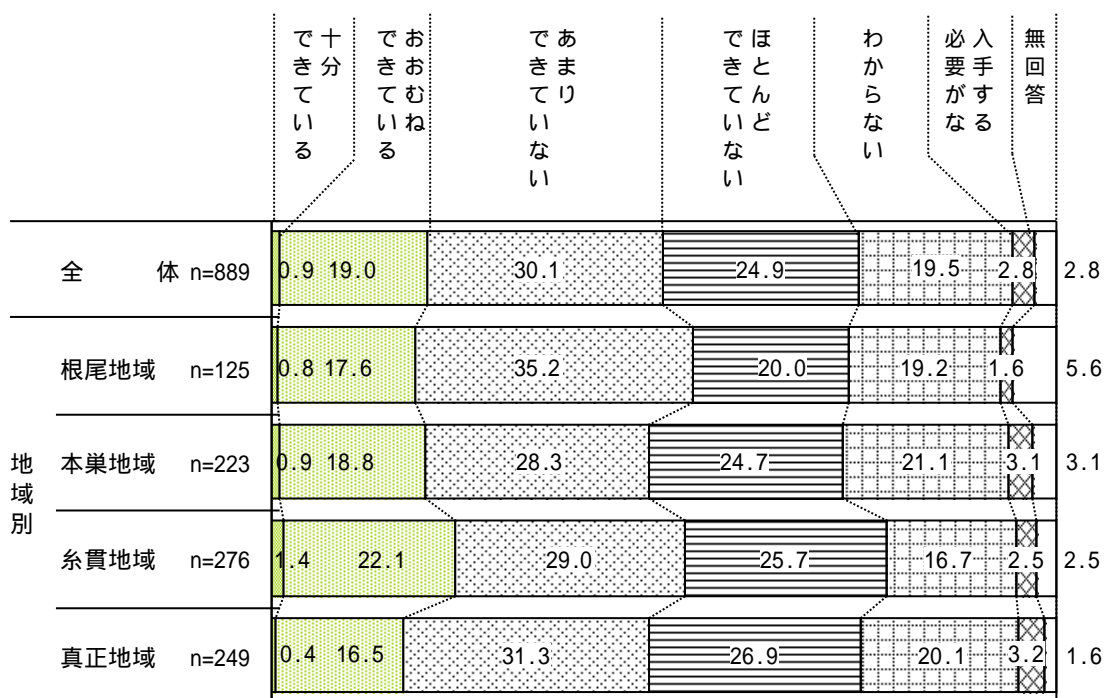
[ 現状と課題 ]

アンケートによると、福祉サービスの課題として50%以上の人々が「わかりやすい情報提供」、40%以上の人々が「相談や苦情にいつでも対応できる窓口の整備」と答えています。また、福祉サービスに関する情報の入手については、過半数の人々が「できていない(あまりできていない+ほとんどできていない)」と答えています。この結果を冷静に受けとめると、本市においては、福祉サービスと、それを必要としている人をつなぐ部分がうまく機能していないということになります。

現在、保健福祉分野の相談窓口としては、福祉担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、障害者支援センター、子育て支援センター、保健センター等の機関で相談を行っています。また、地域では、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が活動しています。こうした既存の相談体制と情報提供のあり方を見直し、利用者本位のしくみを構築する必要があります。

『必要な福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか』という設問では、「あまりできていない」が30.1%と最も高く、次いで「ほとんどできていない」が24.9%となっており、これらの合計が55.0%を占めています。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
総合的な相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市役所において、1つの窓口ですべての手続きが行えるよう福祉サービスに関する窓口のワンストップサービス化を推進していきます。</li> <li>▶各市庁舎が地域社会の中心として機能するように、職員の資質向上、庁舎間ネットワークの強化などを図り、支所機能の充実をめざします。</li> <li>▶社会の変化を背景に、住民が抱えている問題は複雑・多様化しています。市民のさまざまな相談に適切に対応し、福祉サービスにつなぐことができるよう、各種専門の相談窓口の充実を図るとともに、相談機関のネットワークを確立します。</li> </ul>	<p>市</p> <p>市</p> <p>社会福祉協議会、市、福祉事業者</p>
民生委員児童委員をはじめとする柔軟な対応ができる身近な相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶民生委員児童委員は、住民にとって最も身近な相談窓口であり、地域福祉の中心的な担い手といえます。そこで、民生委員児童委員が活動しやすい地域の体制を整えるとともに、福祉制度に関する情報提供や資質向上のための研修の充実を図るなどさまざまな支援を行っていきます。</li> <li>▶福祉サービスは多岐にわたり、専門的な相談窓口が多く設置されているため、どこに行って相談すればよいかわからないといった場合も少なくありません。身近なところで気軽に相談ができ、専門的な相談やサービス利用、地</li> </ul>	<p>民生委員児童委員、市、社会福祉協議会</p> <p>市、社会福祉協議会、福祉事業者</p>

<p>サービス情報の提供体制の充実</p>	<p>域ボランティアにつなげるなど、相談内容に応じてすばやく的確な対応ができるよう、身近な相談窓口の整備を進めます。</p> <p>▶ひとり暮らし高齢者など、真にサービスを必要としている人に福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報やホームページだけではなく、人を通じた伝達が有効であるという意見が地域部会で見られました。今後、情報媒体の充実を図るとともに、地域の団体等を通じた人を介する情報伝達のしくみをつくっていきます。</p> <p>▶必要としている人に福祉サービスを漏れなく提供できるように、サービス提供事業者との連携のもと「福祉サービスガイド」を作成するなど積極的な情報提供を行います。</p>	<p>民生委員児童委員、ボランティア団体、市</p> <p>市、社会福祉協議会、福祉事業者</p>
-----------------------	--	---

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
窓口のワンストップサービス化	市	B
各庁舎の支所機能の充実	市	A
社会福祉協議会支所の相談機能の充実	社会福祉協議会	A
地域の中の身近な相談窓口の検討	市、社会福祉協議会	B
「福祉サービスガイド」の作成	市、社会福祉協議会	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの

(2) 適切なサービス利用のしくみづくり

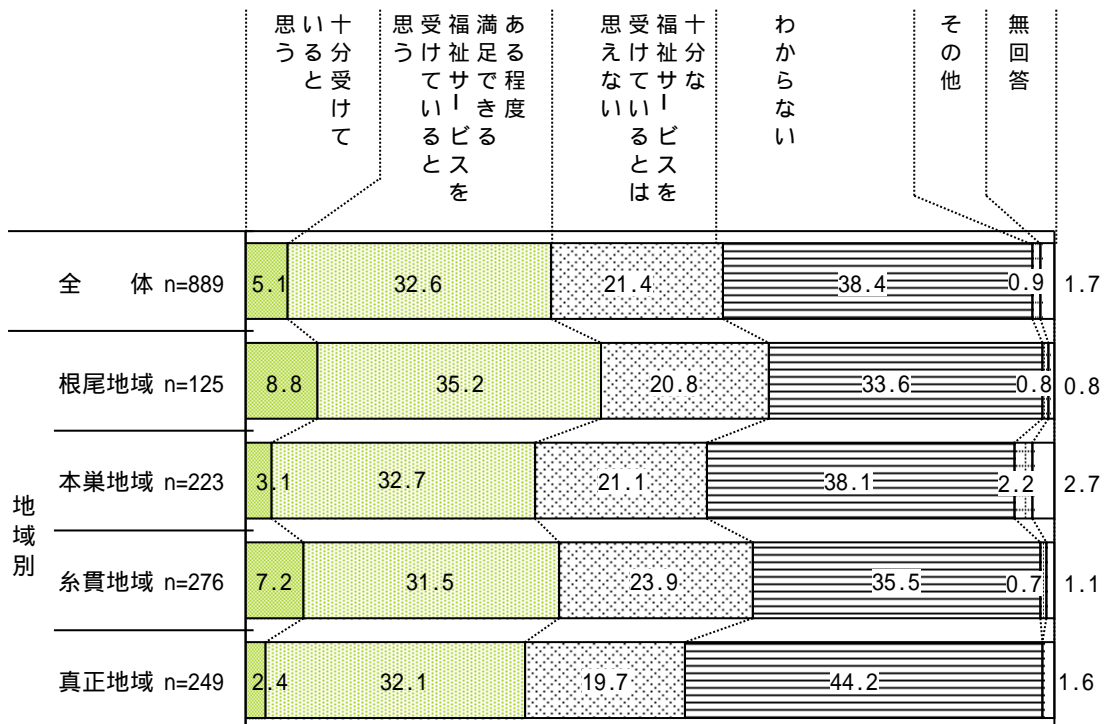
[ 現状と課題 ]

福祉サービスは原則として、利用したい人の申請に基づいて給付されます。したがって、適切なサービスの利用のためには、情報提供や相談体制の充実が必要不可欠であることはいうまでもありません。しかし、真にサービスを必要としている人を見逃さないようにするためにはもう一步踏み込んだ活動やしくみが必要と考えます。

また、利用者本位のサービスのしくみづくりのためには、地域によって異なる生活課題を汲み取り、それに対応したサービスを創造することや、既にある複数のサービスを組み合わせることが非常に重要となってきます。

『本巢市において、福祉サービスを必要としている人が、十分なサービスを受けていると思いますか』という設問では、「わからない」が38.4%で最も高く、次いで「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が32.6%です。「十分受けていると思う」と「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」の合計は37.7%となります。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域のニーズを把握するしくみづくり	<p>▶地域住民会議(地域井戸端会議)、ボランティア団体との意見交換、障がいのある人等の当事者団体との意見交換等を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。</p> <p>▶福祉事業者が、普段のサービス提供を通して個別の福祉ニーズを把握し、専門的な相談や適切なサービス利用につなげられるよう、福祉事業者、社会福祉協議会、市のネットワークを強化します。</p>	市、社会福祉協議会  福祉事業者、社会福祉協議会、市
総合的にサービスをつなげる体制づくり	<p>▶高齢者をはじめ、障がいある人、子どもなどサービスを必要としている人が適切にサービスを利用できるよう、地域包括支援センター、障害者支援センター、子育て支援センター等の連携を強化し、総合的にサービスをつなげる体制の構築をめざします。</p> <p>▶人材や場所も含めて地域資源の把握を常に行い、必要とされるサービスが効率よく提供されるシステムづくりを進めます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者  市、社会福祉協議会、福祉事業者
福祉外交員制度の創設	<p>▶地域には、行政上の手続きをしたくても、市庁舎まで行くことができない人もいます。こうした人が家に居ながらも手続きができるよう福祉外交員の設置を検討します。</p>	市

権利を守るしくみづくり	<p>▶認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が、契約など法律行為で不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要に応じて制度利用のための支援を行います。</p>	市、社会福祉協議会
	<p>▶社会福祉協議会においては、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がいのある人の地域生活への移行を推進するために、さらに必要性が高まる事業と考えられることから、事業の周知に努めます。</p>	社会福祉協議会、市
	<p>▶児童虐待防止連絡会を中心として、児童に対する虐待の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
地域住民会議の開催（再掲）	自治会、ボランティア、社会福祉協議会	A
各相談機関の連携強化と総合的なサービス提供体制の構築	市、社会福祉協議会	C
福祉外交員制度の創設	市	C
成年後見制度利用支援事業の実施	市	A
日常生活自立支援事業の実施（窓口業務）	社会福祉協議会	A
児童虐待防止ネットワークの充実	市	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目的に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの

### (3) 質の高いサービス提供のしくみづくり

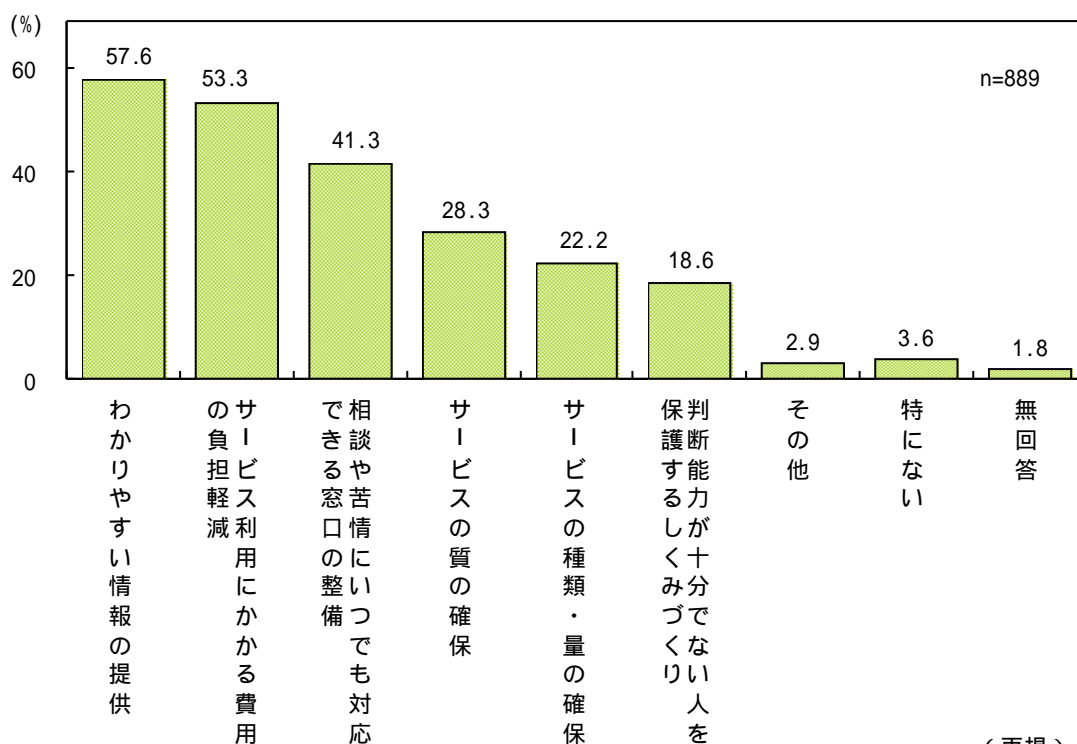
#### [ 現状と課題 ]

誰もが住みやすいと感じる地域をつくるには、まず、地域において何らかの支援を必要とする人の生活の質を高めることが重要であり、きめ細やかで質の高い福祉サービスの提供が不可欠です。本市は、自然、地理的な条件などにより地域の事情が大きく異なっており、市内一律のサービスではなく地域の実情に応じた柔軟なサービスが必要となります。

また、福祉サービスの質を維持するために、サービス利用にかかる問題や要望については、市の福祉担当課をはじめ各種相談窓口で対応し、解決を図るようにしていますが、サービスの質を客観的に評価し、より質の高いサービスを安定的に提供できるしくみをつくりだす必要があります。

『福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うためには、本巣市は今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか』という設問では、「わかりやすい情報の提供」が57.6%と最も高く、次いで「サービスの利用にかかる費用の負担軽減」が53.3%、「相談や苦情にいつでも対応できる窓口の整備」が41.3%、「サービスの質の確保」が28.3%などとなっています。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



(再掲)

[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域に根ざしたサービスの提供	<p>▶本市は、南北に長く、地域によって事情が大きく異なります。したがって、福祉サービスの提供にあたっては、それぞれ地域のニーズに沿って、地域の資源を活用しながら柔軟に検討していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者
サービスを評価するしくみづくり	<p>▶福祉サービスの質を高めるためには、福祉サービス提供事業者による自己評価が求められます。適切な評価基準や方法による評価制度の導入や評価結果の公開を行うよう働きかけます。また、評価の客観性を確保するため、統一的な評価基準の設定や第三者を交えた評価方法などについて検討します。</p> <p>▶介護サービスについては、もとす広域連合により介護サービス等調査委員会が設置されており、苦情等の解決にあたっています。この制度が浸透し有効に機能するよう、もとす広域連合と連携して利用を促進していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者  市、もとす広域連合
住民主体のサービスへの支援	<p>▶介護保険の導入によって多くの福祉サービス提供事業者が参入してきています。その一方で、地域住民によるボランティアや、地域住民が立ち上げたNPO法人による、個々のニーズに応えるきめ細やかなサービスの提供が求められることから、NPO法人立ち上げへの支援、市民活動への支援を、市民活動推進助成金制度などにより行っていきます。</p>	市、社会福祉協議会

	<p>▶定年退職を迎えた人が、地域においても活発な社会参加を果たすためには、楽しく集まれる場、やりがいのある活動を見つけだしていくことが重要となります。そこで、定年退職世代のグループ活動の立ち上げ支援や、ボランティア活動を通じた社会参加への呼びかけを行っていきます。</p>	<p>市、社会福祉協議会</p>
--	---	------------------

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
統一的な自己評価基準の設定	市、社会福祉協議会、福祉事業者	C
市民活動推進助成金制度のPR	市	A
定年退職後セミナーの実施（再掲）	社会福祉協議会	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



## 6 地域福祉の拠点づくり

地域福祉を支えるのは人であり、人と人とのふれあいを拠り所にさまざまな地域活動が行われます。人が活動するにはその拠点となる“場”が必要であり、地域福祉活動においては特に重要な意味を持ちます。

住民同士の交流を深めながら地域ぐるみで福祉のまちづくりに取り組めるよう、さまざまな人が集い、地域福祉の活動拠点、福祉に関する身近な情報提供・相談窓口などの機能を備えた活動と交流の拠点づくりを既存の施設の活用を前提に進めます。

### 【施策の方向性】

ふれあいの場づくり	地域の交流の場づくり
	ボランティア活動の場づくり
	安心の居場所づくり
社会参加のための基盤づくり	公共交通機関の利便性の確保
	コミュニティバスの有効利用
	新しい移動手段等の確立



真桑文楽の学習をする中学生

(1) ふれあいの場づくり

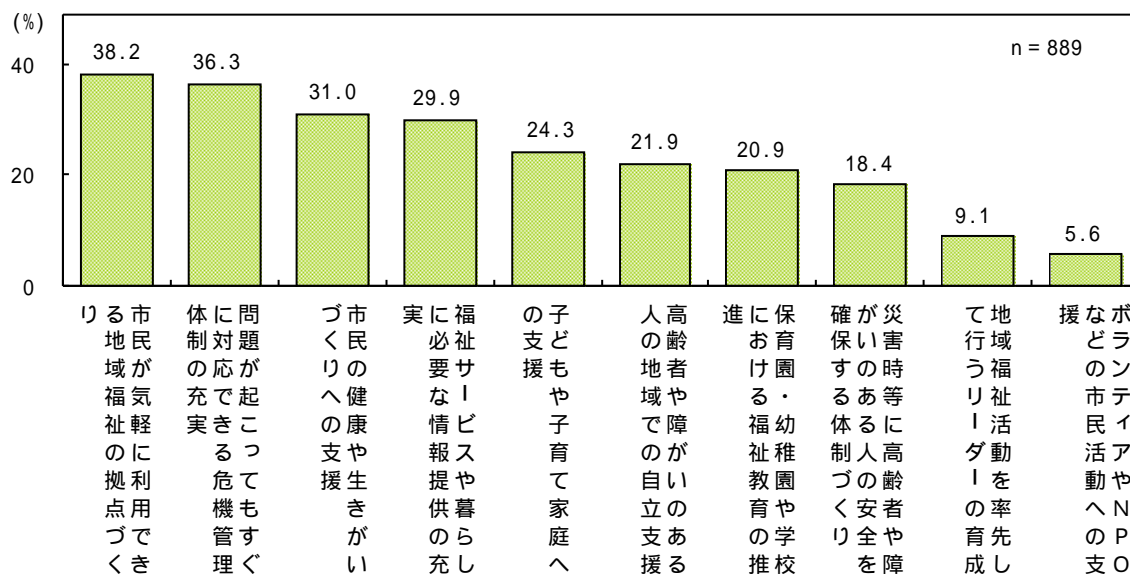
[ 現状と課題 ]

アンケートによると、これからの福祉において重点にすべきこととして、40%近い人が「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」をあげています。これを受けて、地域部会でも 拠点 についてはさまざまな議論がなされ、「市の中心に交流拠点があるといい」「歩いていける範囲に拠点があるといい」「拠点という形よりも、何かあった時、そこに相談に行けばいいということ、住民が心の中に持っていることが重要だ」「既存のものを活用すべきだ」……など多くの意見が出されました。住民が安心して地域で暮らし続けるためには、こころの拠り所となる場が大きな意味を持ちます。

現在、本市には合併前の旧町村の役場を利用した本庁舎と3か所の分庁舎があり、窓口サービスを行っています。また、旧町村の有していた各種施設や地域の集会所が多数あり、さまざまな活動、行事等に利用されています。今後は、こうした場所をより有効に、柔軟に活用し、住民のこころの拠り所となるふれあいの場づくりを進めていく必要があります。

『これからの福祉は、何を重点にすべきと思いますか』という設問では、「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」が38.2%と最も高く、次いで「問題が起こってもすぐに対応できる危機管理体制の充実」(36.3%)、「市民の健康や生きがいがづくりへの支援」(31.0%)の順となっています。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



(再掲)

[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住民にとって身近な場所である地域の集会所を、高齢者サロンや子育てサロンなど住民主体の地域活動に利用するなど柔軟な活用を促進していきます。</li> <li>▶学校を地域の交流拠点として位置づけ、各種学校行事への地域住民の参加促進、学校ボランティアへの参加促進、三世代交流会の開催など地域に開かれた学校としていきます。</li> <li>▶住民にとって昔からなじみのある各市庁舎を地域の中心として再度位置づけ、住民の交流の場としての活用を検討していきます。</li> <li>▶福祉施設を、地域の福祉拠点として位置づけ、福祉施設のイベント等への地域住民の参加を促進するなど、地域と福祉施設との協力体制の構築を進めます。</li> <li>▶地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会を、改めて住民主体の福祉活動にかかる拠り所として位置づけ、その活動を支援していきます。</li> <li>▶地域における福祉活動や交流の拠点として利用できる既存施設、地域ボランティアの活動内容などを積極的に紹介していきます。</li> </ul>	<p>自治会、市</p> <p>学校、自治会</p> <p>市</p> <p>福祉事業者</p> <p>社会福祉協議会、市</p> <p>市、社会福祉協議会</p>

<p>ボランティア活動 の場づくり</p>	<p>▶ボランティア同士の交流・情報交換、ボランティアをやってみたい人またはボランティアを頼みたい人とボランティアグループのコーディネートなどが、地域においてスムーズに行われるよう、ボランティアの交流スペースの設置を検討します。</p> <p>▶福祉施設の地域開放を促進し、住民と施設利用者、施設職員の交流による相互の理解を深め、住民の福祉施設に対する支援活動の契機をつくります。</p>	<p>ボランティア、社会福祉協議会</p> <p>福祉事業者、市</p>
<p>安心の居場所づくり</p>	<p>▶ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者を対象とした、ふれあいいいきサロンが、高齢者の日常的な居場所や介護予防の場となるよう拡充していきます。</p> <p>▶幼稚園や保育園に就園する前の子どもをもつ親は、子育ての不安を抱え、孤立してしまうこともあります。こうした子育て家庭を支援するため、地域ボランティア中心の子育てサロンの開催を推進します。親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場が提供できるよう、会場の提供、遊具の貸し出しなどの支援をしていきます。</p>	<p>社会福祉協議会、ボランティア等</p> <p>市、社会福祉協議会、ボランティア等</p>

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
集会所の交流拠点化	自治会	B
学校の交流拠点化	学校	B
市庁舎の交流拠点化	市	A
福祉施設の交流拠点化	福祉事業者	B
社会福祉協議会支所の交流拠点化	社会福祉協議会	A
ボランティアの交流スペースの設置	ボランティア、社会福祉協議会	A
福祉施設の地域開放	福祉事業者	B
常設的な高齢者サロンの設置	社会福祉協議会、市	C
子育てサークル・サロンの立ち上げ支援	市、社会福祉協議会	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目的に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



小学6年生の福祉施設訪問

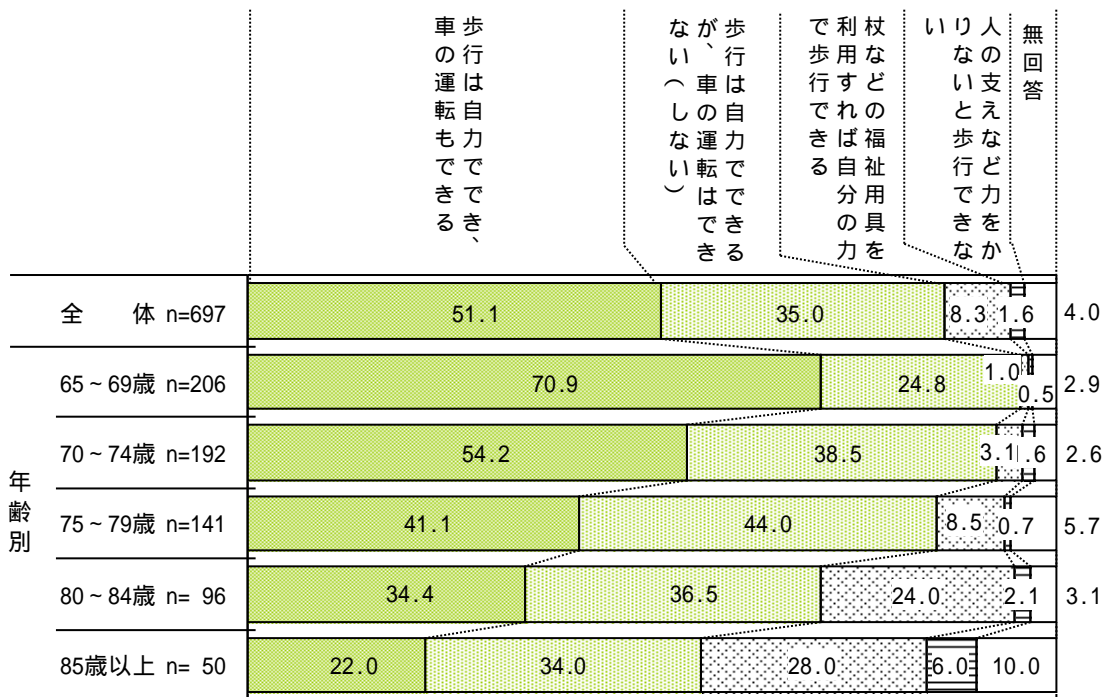
(2) 社会参加のための基盤づくり

[ 現状と課題 ]

本市は南北に長く、市庁舎をはじめさまざまな施設が分散しています。移動の手段が自家用車中心となることは否めません。しかし、体の不自由な人、高齢者、子どもなど自家用車を利用できない人は地域にたくさんいます。現在、本市には樽見鉄道や路線バスといった民間の公共交通機関に加え、誰もが利用しやすい移動手段をめざし、「もとバス」「ササコリ号」「根尾地域自主運行バス」といったコミュニティバスがあります。アンケートの自由意見の欄などには「無駄である」「やめるべき」などの意見もありましたが、これからの高齢化の進展を考えれば、いずれ必要不可欠な移動手段となることは確かです。利用しやすいコミュニティバスのあり方をはじめ、誰もが積極的に社会参加できる環境づくりを公民協働で考えていく必要があります。

65歳以上の人に、外出についてお聞きしたところ、「歩行は自力ででき、車の運転もできる」が51.1%と過半数を占めていますが、加齢にしたがい低下し、85歳以上では22.0%となります。

本巣市高齢者実態調査（平成17年）より



[ これからの取り組み ]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
公共交通機関の利便性の確保	<p>▶自動車運転できない高齢者や子どもなどが自由に移動することができるよう、鉄道・バスなどの公共交通機関と連携して、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行体系、高齢者や子どもなどに配慮した車両の普及などを促進します。</p>	市、交通事業者
コミュニティバスの有効利用	<p>▶高齢者や子どもなどの日常生活における外出・社会参加を支援するため、コミュニティバスの利用を促進します。</p> <p>▶コミュニティバスについて、利用しやすさ、費用対効果などの観点から、その運行方法等を住民と行政が協働で検討する場を設けていきます。</p> <p>▶福祉施設への通所や、福祉事業・イベントへの移動手段としてコミュニティバスが活用されるよう、予約制をはじめ柔軟な運行方法を検討していきます。</p>	市  市  市
新しい移動手段等の確立	<p>▶自動車運転できない人の社会参加を促進するため、移送ボランティアの活動を支援するとともに、担い手の育成に努めます。</p>	市、社会福祉協議会



樽見鉄道

[ 事業等実施計画 ]

事業等	実施主体	時期
コミュニティバスの利便性向上を考えるワークショップの開催	市	C
コミュニティバスの有効活用・予約制等による柔軟な運行方法の検討	市	C
移送ボランティアの育成	社会福祉協議会、市	B

\* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの  
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの  
 C：長期的な視野で検討するもの



ササユリ号



もとバス



根尾地域自主運行バス

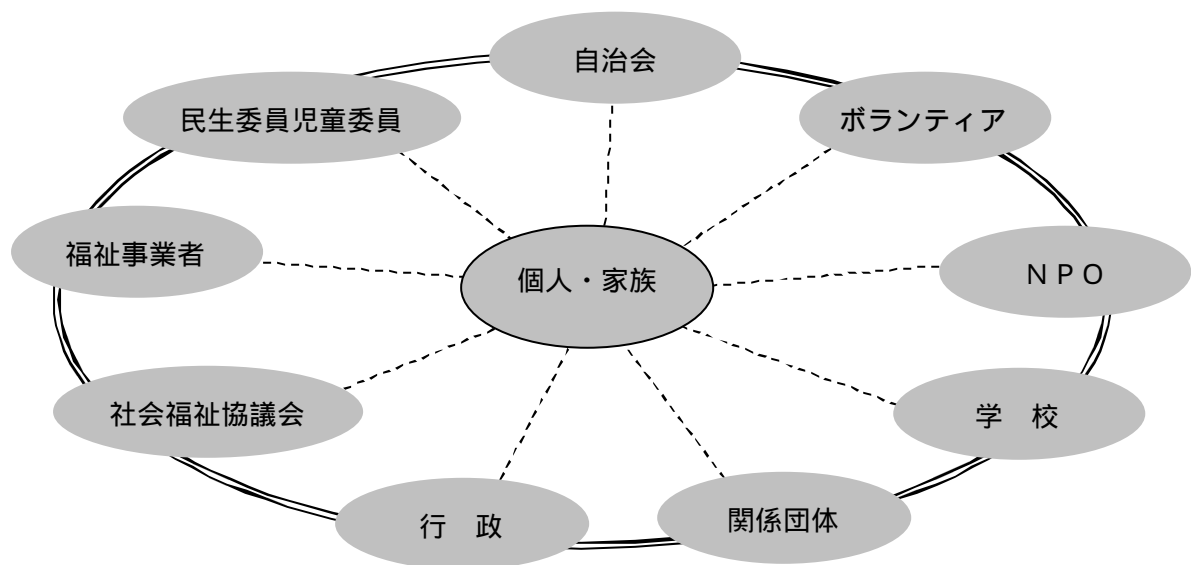
## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の実施主体

本計画の策定過程において、地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが、自助・共助・公助の意識を持つことが重要であるという指摘がありました。家族や隣近所など身近なところから始まって、地域、市全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくることが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる“まち”をつくることにつながるのです。

したがって、本市の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等を包含したすべての市民であり、お互いに連携し、一緒に取り組み、連携することが最も重要な役割であると言えます。



#### (2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災・防犯、まちづくり、生活環境、雇用など多様な分野にわたっています。このため、健康福祉部福祉敬愛課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

### (3) 関係団体等との連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や各種市民団体など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。また、県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。

### (4) 福祉事業者との連携

各種施設をはじめさまざまな福祉サービスを地域において提供している福祉事業者は、地域を支える安心のネットワークの要として重要な位置づけとなります。また、住民主体の地域福祉活動の拠点として期待されます。今後は、地域の福祉事業者と行政との連携を一層強化するとともに、各福祉施設を安心して暮らせる地域づくりの拠点の一つとして位置づけていきます。

### (5) 社会福祉協議会との連携

本計画を推進するにあたっては、地域福祉活動を進めていく住民主体の団体である社会福祉協議会の役割が重要となってきます。社会福祉協議会は、本計画の示す「めざすべき地域福祉像」を、より具体化するために、市民主体の活動指針として地域福祉活動計画を策定しました。本計画と地域福祉活動計画が、本市における地域福祉推進の両輪として機能し、これらに掲げた施策が、効果的かつ効率的に展開できるよう、行政と社会福祉協議会との連携を一層強化していきます。



## 2 計画の進行管理

本計画は、めざすべき地域福祉像の実現をめざし、住民と行政が協働して取り組むべきものです。そこで、本巢市地域福祉推進委員会を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。また、根尾、本巢、糸貫および真正の4地域に地域部会を設置し、各地域の課題や特性に応じた計画推進状況の掌握や方向性の再検討を行うとともに、委員会を通じた地域間の情報共有や連携の強化を図っていきます。



## 3 広報・啓発の推進

地域福祉の推進にあたって、より多くの人の理解と参画を促進するため、本計画の概要版を作成し、計画の趣旨や内容の周知を図ります。

また、広報紙やホームページ等を通して、地域福祉に関する情報提供に努め、福祉意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動への動機づけの一つとしていきます。

## 4 重点施策（第1次）

第2章で掲げた重点課題を解決するためには、第4章の基本計画を着実に実行していかなければなりません。しかし、基本計画は多岐にわたる多くの取り組みについて言及しており、それをすべて具体化するのには、一朝一夕にできることではありません。そこで、次の3つの課題に対する取り組みを、最初にとりかかる重点施策として位置づけて、具体的に事業の展開を図っていきます。これらの事業を具体化するために、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で活動することが、基本計画全体の実現につながり、ひいては6つの重点課題の解決の糸口になるものと考えます。

なお、今後は、本巢市地域福祉推進委員会において、これら重点施策（第1次）の進捗状況を確認し、必要に応じて重点施策（第2次）を検討していきます。

地域福祉を推進する人材を育成し、見守りのネットワークをつくとともに、こころの拠り所となる交流の場づくりを進める必要があります

自治会による住民交流会・ミニイベントの開催  
福祉協力員制度の創設  
市庁舎等の交流拠点化

できる限り多くの市民が、地域活動やボランティア活動に参加するためのきっかけをつくる必要があります

ボランティアセンターの充実、ボランティアの交流スペース・ボランティア情報掲示板の設置  
学校を核とした三世代交流事業の拡充  
ふれあいいきいきサロンの拡充

災害時における高齢者や障がいのある人への支援体制と、事故や犯罪から子どもを見守る体制を確立する必要があります

災害時要援護者の把握（災害時要援護者名簿・マップの作成）  
自主防災体制の確立  
地域ぐるみの通学パトロール体制の確立（見守りステッカーの作成）

# 資料 1 本巢市の現状

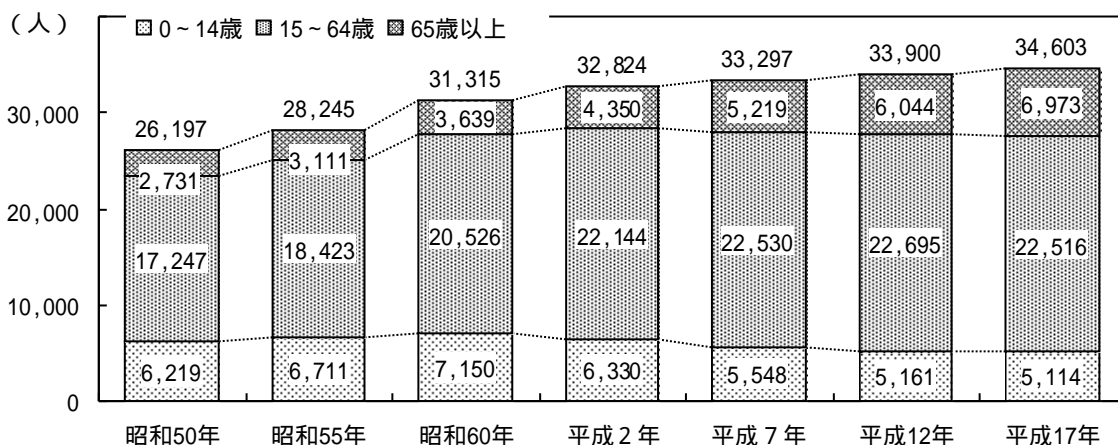
## 1 人口構造

### (1) 人口の推移

本市の総人口は平成17年国勢調査時点で34,603人です。昭和50年以降の推移をみると、昭和50年の26,197人から、30年間に8,406人の増加で約1.3倍となっています。

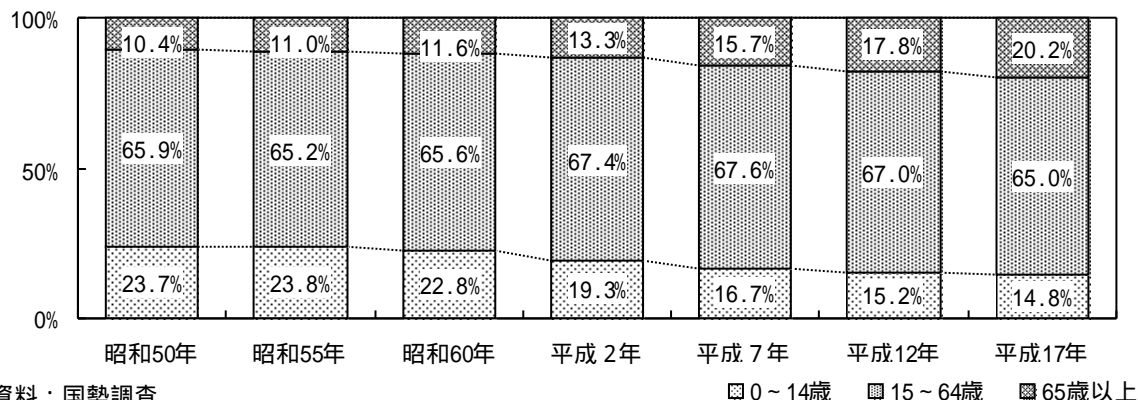
年齢構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口は低下の一途をたどっており、平成17年には15%を下回りました。それに対し、65歳以上の高齢者人口は大幅に増加を続けており、平成17年には20%を超えました。確実に少子高齢社会へと進んでいることがわかります。

図表 - 1 人口の推移



資料：国勢調査

図表 - 2 年齢構成の推移

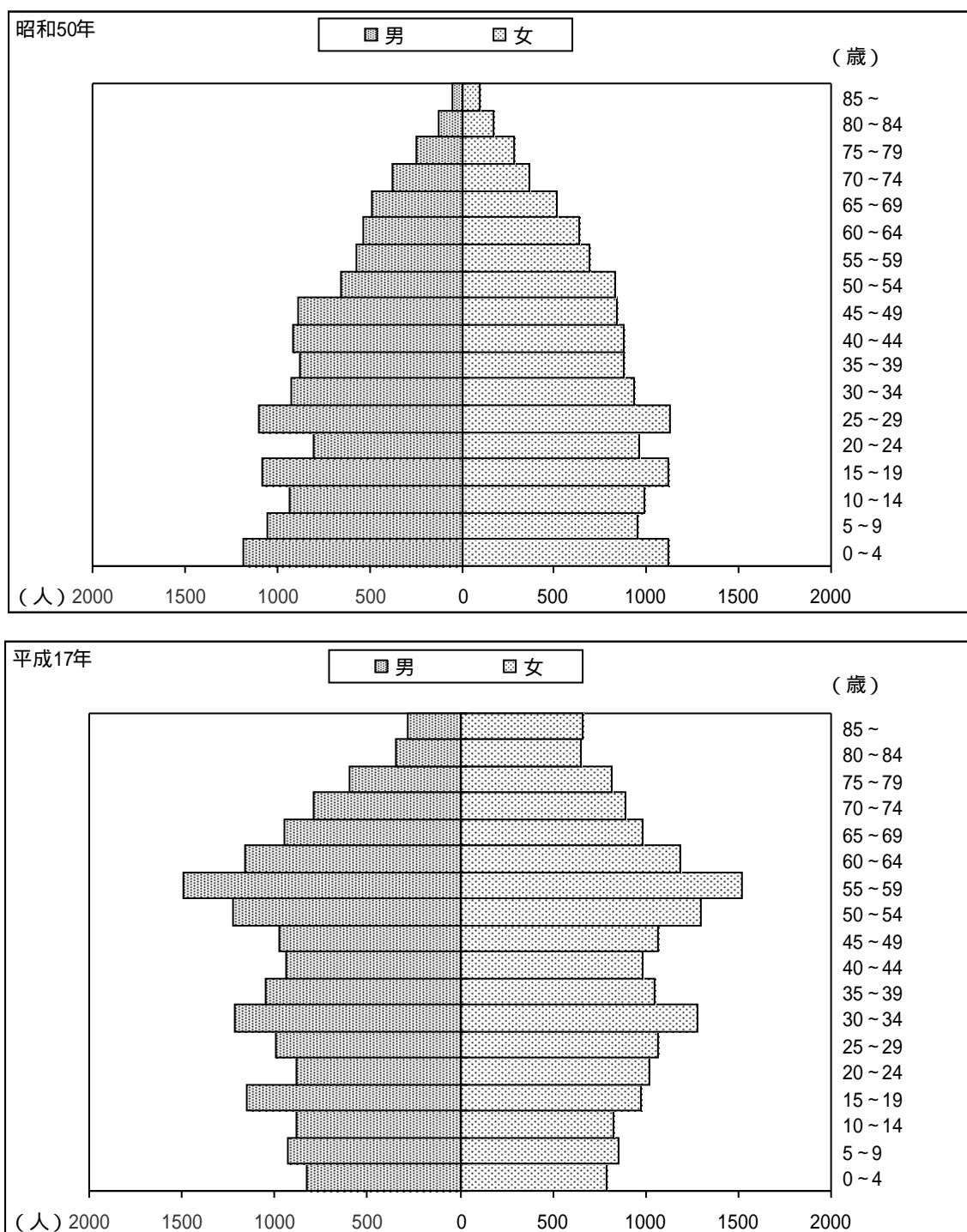


資料：国勢調査

## (2) 人口ピラミッド

昭和50年、平成17年の本市の人口ピラミッドをみると、年少人口の減少、高齢者人口の増加にともない裾がすぼまるつぼ型に変わってきています。また、平成17年のピラミッドでは、ベビーブーム世代(55~59歳)と第2次ベビーブーム世代(30~34歳)にあたる年齢層が突出しています。

図表 - 3 人口ピラミッド



資料：国勢調査

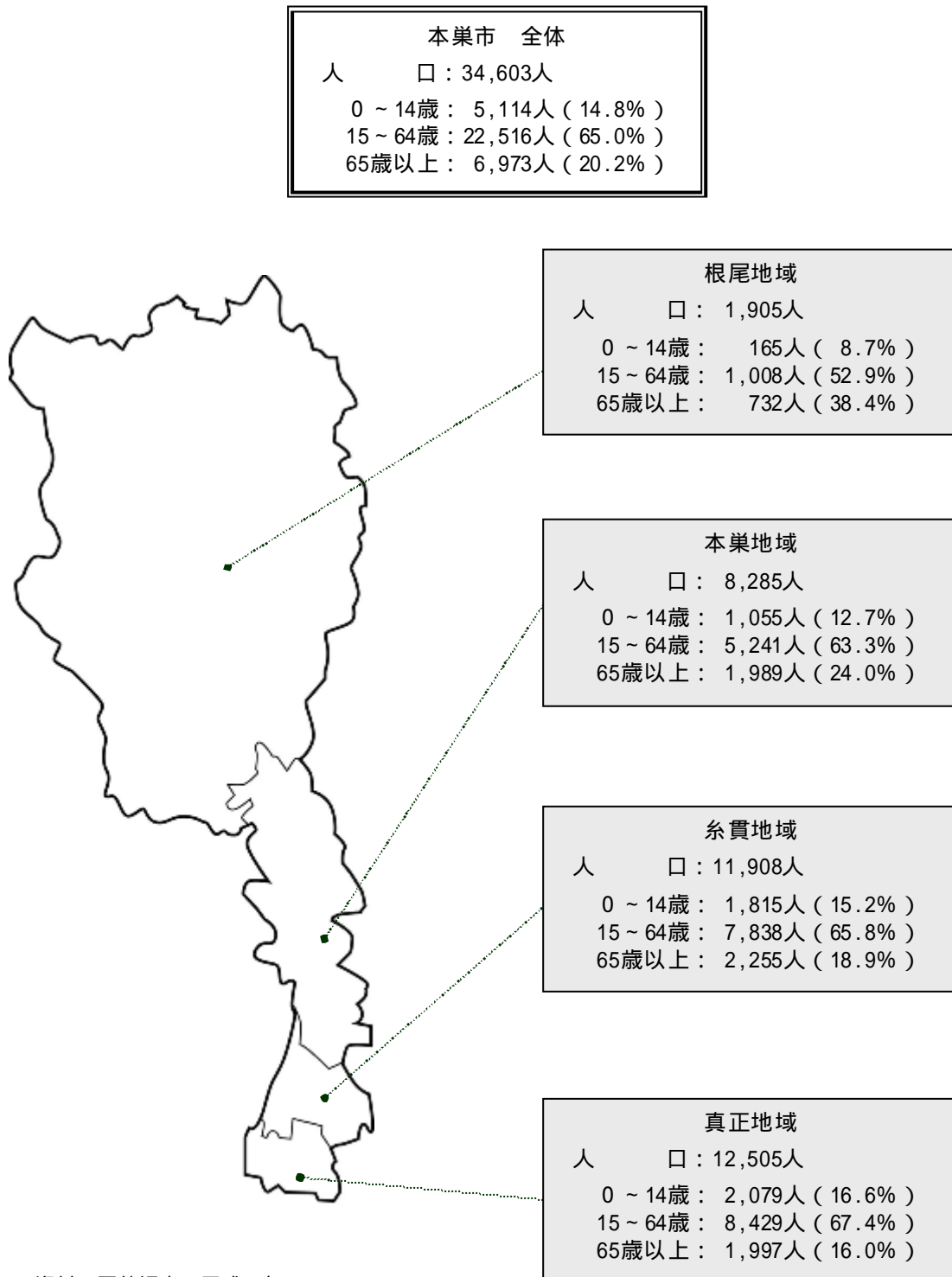
### (3) 地域別人口

図表 - 4は、各地域における人口の年齢別構成割合をみたものです。

真正地域以外では0～14歳の年少人口割合より65歳以上の老年人口割合（高齢化率）が高くなっています。

市全体の高齢化率は20.2%ですが、根尾地域は38.4%と非常に高くなっています。

図表 - 4 地域別の人口と年齢別構成割合

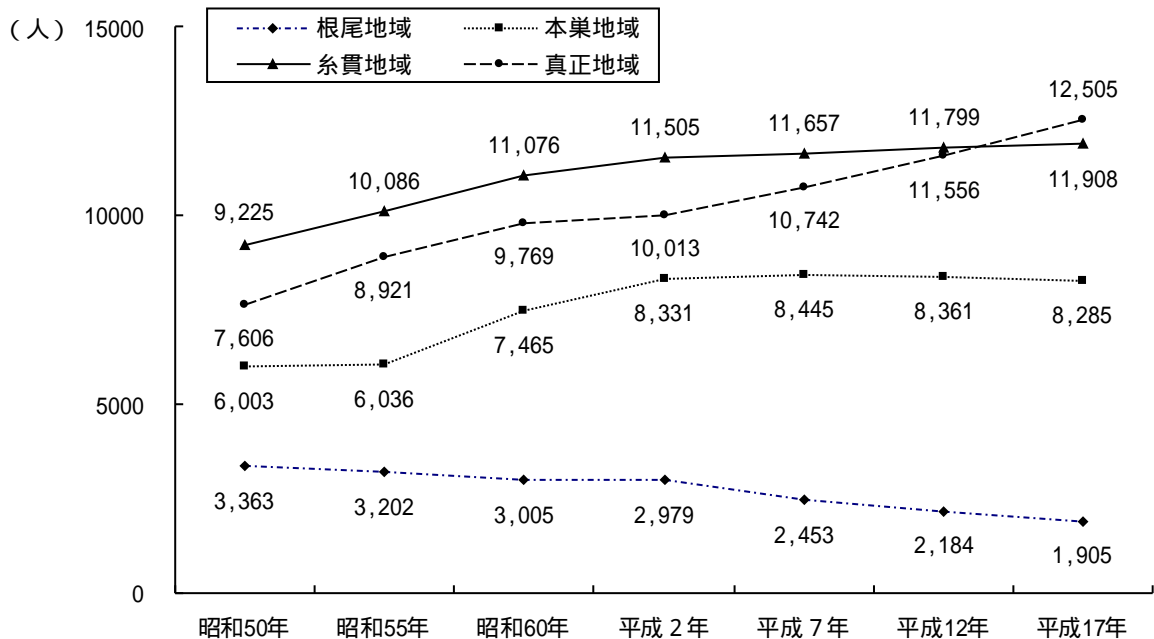


資料：国勢調査（平成17年）

#### (4) 地域別人口の推移

図表 - 5 は、地域別人口の推移を表したものです。根尾地域は平成17年には2,000人を下回り、人口の減少が進んでいます。本巣地域と糸貫地域は、平成2年からほぼ横ばい状態です。それに対して、真正地域は年々増加していく傾向にあります。

図表 - 5 地域別人口の推移



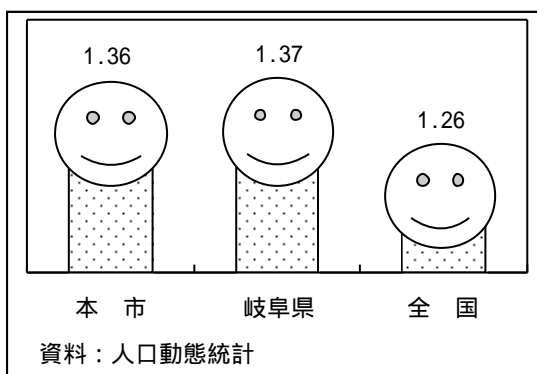
資料：国勢調査

#### (5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

平成17年現在、本市は1.36あり、全国を上回っているものの低い数値であることは変わりありません。

図表 - 6 合計特殊出生率（平成17年）

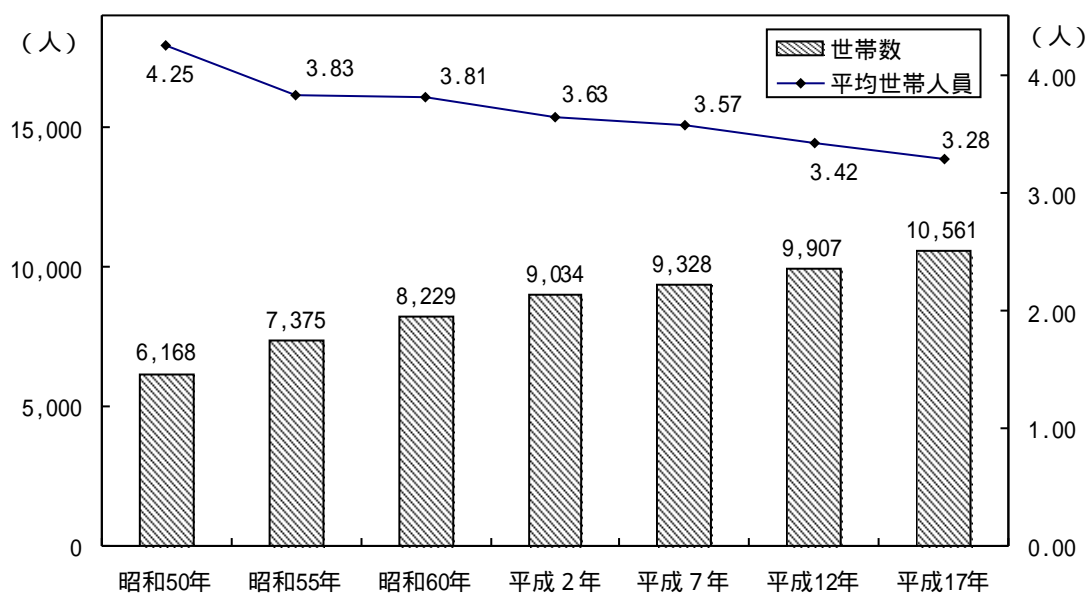


## 2 世帯状況

### (1) 世帯の推移

図表 - 7は、世帯数（一般世帯および施設等の世帯）と1世帯あたり人数の推移をみたものです。世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯あたり人数は年々減少しています。

図表 - 7 一般世帯の推移

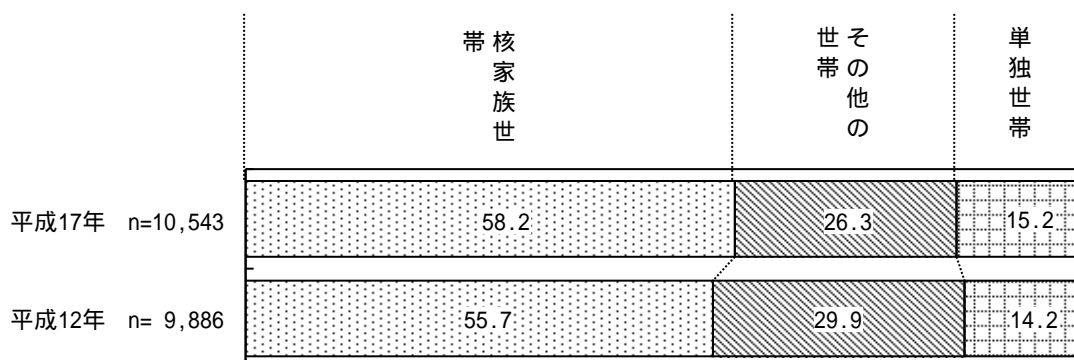


資料：国勢調査

### (2) 世帯の家族類型

平成17年の一般世帯の家族類型をみると、単身世帯が15.2%、核家族世帯が58.2%、その他の世帯が26.6%となっています。平成12年と比べると、単身世帯と核家族世帯が増えています。

図表 - 8 世帯の家族類型



資料：国勢調査

### (3) 住宅の所有関係

図表 - 9は、住宅の所有関係について、全国、岐阜県と比較したものです。本市の持ち家率は84.7%と全国より23.7ポイント高く、岐阜県より12.7ポイント高くなっています。

図表 - 9 住宅の所有関係

単位：世帯、(%)

区分	持ち家	公営・公団 公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	その他	計
本市	8,934 (84.7)	179 (1.7)	925 (8.8)	199 (1.9)	178 (1.7)	128	10,543
岐阜県	(72.0)	(3.3)	(19.5)	(2.5)	(0.9)		
全国	(61.0)	(6.5)	(26.5)	(3.1)	(1.1)		

注) ( )内は「その他」を除く構成比

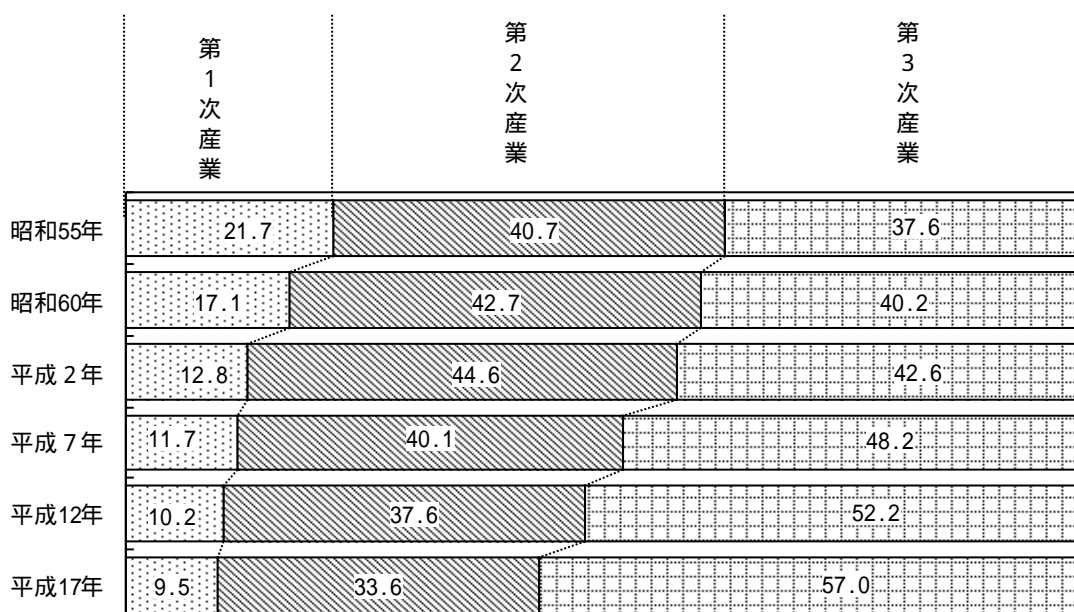
資料：国勢調査

## 3 就業者等の状況

### (1) 産業分類別就業率

図表 - 10は、本市の産業分類別就業率の推移をみたものです。昭和55年に21.7%あった第1次産業は、平成17年には9.5%に激減し、第2次産業は、平成2年をピークとし、第3次産業は年々増加を続けています。

図表 - 10 産業分類別就業率の推移



注) 「分類不能の産業」は除く

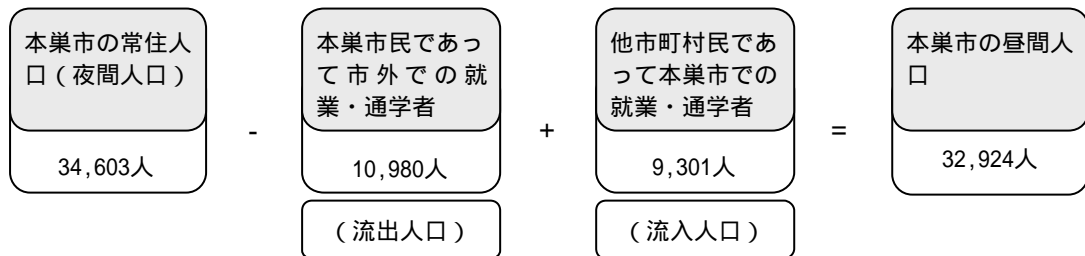
資料：国勢調査

(2) 夜間人口と昼間人口

平成17年の国勢調査によると、本市の人口は34,603人です。このうち市外に就業・通学している人が10,980人おり、逆に市外から本市へ就業・通学している人が9,301人おります。したがって、本市では昼間人口が夜間人口より1,600人以上少なく、ベッドタウン的な傾向が強くなっています（図表 - 11）。

市外の主な就業・通学先は、岐阜市、瑞穂市、大垣市、北方町、名古屋市などです。逆に、市外に住んでいて本市を就業・通学先としている人が多いのは、岐阜市、瑞穂市、大野町、北方町、大垣市、揖斐川町などです（ - 12）。

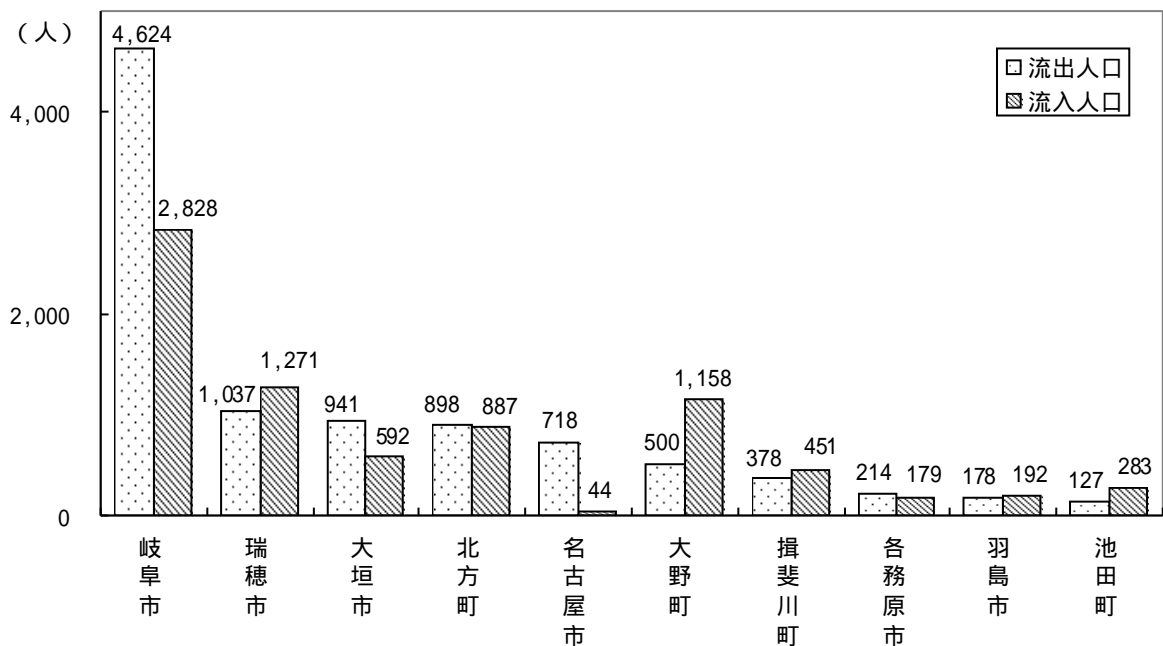
図表 - 11 本市の夜間人口と昼間人口（平成17年）



注) 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜的に昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動については考慮していません。

資料：国勢調査

図表 - 12 主な就業・通学先の状況（平成17年）



注) 岐阜市には旧柳津町、大垣市には旧墨俣町・旧上石津町の数値を含みます。

資料：国勢調査

## 4 障がいのある人の状況

平成19年3月末現在、本市には、身体障害者手帳所持者が1,408人、療育手帳所持者が225人、精神障害者保健福祉手帳所持者が84人おられます。

図表 - 13 障害の種類別身体障害者手帳所持者（平成19年3月末現在）

単位：人

区 分	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害
計	1,408	82	130	358
(18歳未満)	(39)	(-)	(6)	(15)

図表 - 14 療育手帳所持者（平成19年3月末現在）

単位：人

区 分	判定A	判定A 1	判定A 2	判定B 1	判定B 2
計	225	24	37	44	52
(18歳未満)	(74)	(-)	(16)	(13)	(30)

図表 - 15 精神障害者保健福祉手帳所持者（平成19年3月末現在）

単位：人

区 分	1級	2級	3級
84	14	49	21

## 5 要支援・要介護認定者の状況

平成19年3月現在、本市の介護保険の要支援・要介護認定者は1,052人です。このうち介護保険サービスを利用している人は916人で受給率は87.1%です。なお、居宅サービスの利用者は696人、施設サービス利用者は220人です。

図表 - 16 介護保険の認定者数・受給者数（平成19年3月実績）

単位：人

区 分	計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
認定者数	1,052	69	63	201	244	187	169	119
受給者	916	45	42	171	214	175	158	111
居宅サービス	696	45	42	154	186	134	83	52
施設サービス	220	-	-	17	28	41	75	59

## 6 子育て世帯の状況

### (1) 子どものいる世帯

平成17年の本市の18歳未満親族のいる世帯は3,493世帯、6歳未満親族のいる世帯は1,462世帯です。一般世帯が増加しているのに対し、子どものいる世帯の総数は減少しています。

図表 - 17 子どものいる世帯の推移

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	9,019	9,319	9,886	10,543
18歳未満親族がいる世帯	4,285 (47.5%)	3,848 (41.3%)	3,597 (36.4%)	3,493 (33.1%)
6歳未満親族がいる世帯	1,448 (16.1%)	1,294 (13.9%)	1,388 (14.0%)	1,462 (13.9%)

資料：国勢調査

### (2) ひとり親家庭

平成17年の本市のひとり親家庭は113世帯です。母子家庭が96世帯、父子世帯が17世帯です。母子家庭は増加の傾向にあります。

図表 - 18 ひとり親家庭の推移

単位：世帯

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
ひとり親家庭	87	62	81	113
母子家庭	54	46	65	96
(6歳未満親族のいる世帯)	(3)	(3)	(16)	(23)
父子家庭	33	16	16	17
(6歳未満親族のいる世帯)	(2)	(-)	(4)	(1)

資料：国勢調査

## 資料 2 計画の策定経緯

### 1 計画の策定経過

年 月 日	事 項	
平成18年		
8月22日 ～ 9月5日	地域福祉に関する市民アンケート調査の実施 (20歳以上の市民2,000人を無作為抽出)	
9月1日 ～ 9月15日	地域福祉に関する市民アンケート調査の実施 (市内中学校に通う2年生の生徒全員)	
10月 ～ 19年1月	地域福祉に関する福祉関係者アンケート調査の実施 (民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、福祉施設職員、市職員等)	
11月24日	第1回本巢市地域福祉計画策定委員会 委員長・副委員長の選任 地域福祉計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告 地域部会の設置について	
12月18日	第1回根尾地域部会 地域福祉計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告 地域の課題について	
平成19年		
1月17日	第1回真正地域部会 地域福祉計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告 地域の課題について	
1月30日	第1回糸貫地域部会 地域福祉計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告 地域の課題について	

年 月 日	事 項
2月2日	<p>第1回本巣地域部会            地域福祉計画について            地域福祉に関する市民アンケート調査            結果報告            地域の課題について</p> 
3月2日	<p>第2回本巣市地域福祉計画策定委員会            各地域部会の報告            地域福祉の課題とめざすべき地域福祉像            重点課題の整理</p>
6月11日	<p>第2回真正地域部会            課題に対する取り組みについて            めざすべき地域福祉像の設定について</p>
6月15日	<p>第2回根尾地域部会            課題に対する取り組みについて            めざすべき地域福祉像の設定について</p>
6月19日	<p>第2回糸貫地域部会            課題に対する取り組みについて            めざすべき地域福祉像の設定について</p>
6月20日	<p>第2回本巣地域部会            課題に対する取り組みについて            めざすべき地域福祉像の設定について</p>
7月18日	<p>地域福祉講演会（本巣市民生委員児童委員連合協議会主催）            「地域福祉のありかたとかかわりかたについて」            講師：中部学院大学短期大学部            飯尾良英教授</p> 
7月20日	<p>第3回本巣市地域福祉計画策定委員会            各地域部会の報告            課題に対する取り組みの整理            地域福祉計画の基本計画素案について</p>
10月1日	<p>第3回糸貫地域部会            地域福祉計画案について            地域福祉計画の推進体制について</p>

年 月 日	事 項
10月9日	第3回根尾地域部会 地域福祉計画案について 地域福祉計画の推進体制について
10月17日	第3回真正地域部会 地域福祉計画案について 地域福祉計画の推進体制について
10月22日	第3回本巣地域部会 地域福祉計画案について 地域福祉計画の推進体制について
11月7日	第4回本巣市地域福祉計画策定委員会 各地域部会の報告 地域福祉計画案について 地域福祉計画の推進体制について
平成20年	
1月31日	第5回本巣市地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画案の最終検討に ついて 地域福祉計画の最終案をとり まとめて承認   本巣市地域福祉計画策定委員会から市長へ答申 

### (1) 本巢市地域福祉計画策定委員会要綱

#### 本巢市地域福祉計画策定委員会要綱

##### (設置)

第1条 本巢市地域福祉計画を策定するため、本巢市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、本巢市地域福祉計画の策定に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 福祉・介護関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 自治会等団体関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、本巢市地域福祉計画策定終了の日までとする。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

##### (地域部会)

第5条 委員会に地域部会を設けることができる。

- 2 地域部会は、委員会の補助機関として各地域の課題の整理、調査、審議及び調整を図る。

- 3 地域部会の部会員は委員長が選任する。
- 4 地域部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会長は、地域部会の会務を総括する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

( 補則 )

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

( 失効 )

- 2 この告示は、平成 20 年 5 月 31 日に限り、その効力を失う。

(2) 本巢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
市議会議員	本巢市議会議員	大熊 和久子	委員長
福祉・介護 関係者	本巢市社会福祉協議会 事務局長	堀口 武彦	
	もとす広域連合 老人福祉施設大和園 園長	早川 郁夫	
	社会福祉法人 淡墨会 事務長	近藤 史佳男	
	社会福祉法人 井ノ口会 フレンドリーおりべ 副施設長	河合 誠	
民生委員児 童委員	本巢市民生委員児童委員連合協議会長 真正民生委員児童委員協議会長	江崎 隆雄	副委員長
	糸貫民生委員児童委員協議会長	田宮 和彦	
	本巢民生委員児童委員協議会長	高橋 昇	平成 19 年 12 月から
		園部 敏裕	平成 19 年 11 月まで
	根尾民生委員児童委員協議会長	中野 洋一	
	主任児童委員	松尾 綾子	
自治会等団 体関係者	本巢市連合自治会長会会長	戸田 光昌	平成 19 年 4 月から
		川瀬 壽一	平成 19 年 3 月まで
	身体障害者福祉協会 本巢市支部長	福田 洋一郎	
	本巢市赤十字奉仕団委員長 糸貫分団長	高木 朋子	
	本巢市赤十字奉仕団 本巢分団長	市川 昌子	
学校教育関 係者	本巢市学校長会代表 一色小学校長	安藤 隆	平成 19 年 4 月から
	本巢市学校長会代表 糸貫中学校長	川瀬 善忠	平成 19 年 3 月まで



(3) 本巢市地域福祉計画策定委員会地域部会名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
真正地域 	真正民生委員児童委員協議会 会長	江崎 隆雄	部会長
	真正民生委員児童委員協議会 副会長	池田 公子	
	真正自治会長会会長	川瀬 壽一	
	真正地区老人クラブ連合会 女性部	仙田 良子	
	身体障害者福祉協会 本巢市支部 真正分会長	福田 洋一郎	
	もとす広域連合 幼児療育センター	武内 由美	
	本巢市社会福祉協議会 地域活動支援センター	坪内 みさ子	
	真桑小学校長	林 明夫	
	本巢市社会福祉協議会 真正支所	溝口 泰子	平成 19 年 4 月から
		箕浦 昌成	平成 19 年 3 月まで
糸貫地域 	糸貫民生委員児童委員協議会 会長	田宮 和彦	部会長
	糸貫民生委員児童委員協議会 副会長	伊藤 文子	
	糸貫自治会長会会長	高橋 祥吉	平成 19 年 4 月から
		村瀬 晃	平成 19 年 3 月まで
	糸貫地区健寿クラブ連合会	翠 明子	
	身体障害者福祉協会 本巢市支部 糸貫分会長	佐野 勇	
	本巢市赤十字奉仕団委員長 糸貫分団長	高木 朋子	
	社会福祉法人 井ノ口会 フレンドリーおりべ 副施設長	河合 誠	
	土貴野小学校長	片岡 利明	平成 19 年 4 月から
	席田小学校長	高木 洋一	平成 19 年 3 月まで
本巢市社会福祉協議会 糸貫支所	加藤 典正	平成 19 年 4 月から	
	長野 和代	平成 19 年 3 月まで	

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
本巢地域 	本巢民生委員児童委員協議会 会長	園部 敏裕	部会長
	本巢民生委員児童委員協議会 副会長	松尾 綾子	
	本巢自治会長会会長	戸田 光昌	
	本巢地区老人クラブ連合会	高橋 穎子	
	身体障害者福祉協会 本巢市支部 糸貫分会長	杉山 正之	
	本巢市赤十字奉仕団 本巢分団長	市川 昌子	
	もとす広域連合 老人福祉施設大和園	加藤 清美	
	社会福祉法人 淡墨会 事務長	近藤 史佳男	
	本巢小学校長	北洞 賀津拓	
	本巢市社会福祉協議会 本巢支所	吉田 守	平成 19 年 4 月から
岩井 恵美子		平成 19 年 3 月まで	
根尾地域 	根尾民生委員児童委員協議会 会長	中野 洋一	部会長
	根尾民生委員児童委員協議会 副会長	所 久子	
	根尾自治会長会会長	佐藤 時久	
	根尾地区老人クラブ連合会 会長	川口 武雄	
	身体障害者福祉協会 本巢市支部 根尾分会長	所 二夫	
	ボランティア団体 まごころ給食	江崎 美智子	
	根尾ふるさと福祉村	高橋 順子	平成 19 年 9 月まで
	根尾小学校長	高木 俊朗	
	本巢市社会福祉協議会 根尾支所	岩井 恵美子	平成 19 年 4 月から
		大西 孝志	平成 19 年 3 月まで

## 本 巢 市 地 域 福 祉 計 画

---

平成 20 年 3 月

発行——本巢市

編集——健康福祉部 福祉敬愛課

〒501-0494

岐阜県本巢市下真桑 1000 番地

TEL 058-323-7752

FAX 058-323-1142

URL [http:// www.city.motosu.lg.jp/](http://www.city.motosu.lg.jp/)